



第46回 臨時総代会 議 案 書

目 次

第1号議案

2024年度事業報告・決算関係書類修正の件…………… P.1

附属資料

- ①第46回臨時総代会の運営について…………… P.65
- ②総代会運営規約…………… P.68
- ③総代会における動議の取り扱い細則 …… P.71
- ④総代会における議長についての細則 …… P.74
- ⑤総代会運営会議設置要領 …… P.76
- ⑥議事運営委員会の運営に関する要領 …… P.77
- ⑦資格審査委員会の運営に関する要領 …… P.78

と き 2025年 9月6日(土) 11時～12時 (予定)

ところ 生活協同組合コープしが 野洲本部 第2会議室

第1号議案 2024年度事業報告・決算関係書類修正の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正は理事会に一任をお願いします。

1. 議案の主旨

利用分量割戻しの計算根拠となる宅配事業（共同購入・個配）利用高について、宅配事業の新システム稼働直後5日分（2025年1月27日～31日）が計算対象から漏れていたこと、また、割戻対象外の一部の利用高が計算に含まれていたことにより、第45回通常総代会議案書に正しい数値が反映できていませんでした。

ついては、第45回通常総代会（2025年6月19日開催）第1号議案「2024年度事業報告・決算関係書類承認の件」における議案の一部修正を提案します。

2. 修正の内容（修正箇所を取り消し線——および波線~~~~で示しています）

1) 【第46回臨時総代会議案書 P. 49】

Ⅱ. 2024年度剰余金処分案の考え方について

5. 2024年度剰余金処分案の詳細について

(3) 利用分量割戻金および出資配当金

1) 積立金等に必要な資金を確保した後、宅配事業の利用高に応じた利用分量割戻しの原資とします。供給高は計画を下回るものの、経常剰余金は計画を超過したことから、前年と同じ率で利用分量割戻しを実施します（2023年度2.0%、2022年度1.2%、2021年度1.2%）。

利用分量割戻金は宅配事業（共同購入・個配）利用高の2.0%とします。

~~602,608千円~~

608,093千円

2) 【第46回臨時総代会議案書 P. 50】

Ⅱ. 2024年度剰余金処分案の考え方について

5. 2024年度剰余金処分案の詳細について

(5) 次期繰越剰余金

物価高騰をはじめとした環境変化に対応し持続して経営を安定させていくため次期繰越を行います。定款第74条には毎事業年度の剰余金（当期剰余金）の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越すことが定められており、次期繰越剰余金にはこの教育事業等繰越金69,767千円が含まれています。

~~397,684千円~~

392,199千円

3) 【第46回臨時総代会議案書 P. 51】

剰余金処分案

Ⅲ. 当期処分額

2. 利用分量割戻金

~~602,608,436~~

608,093,961

当期処分額の合計額

~~1, 738, 531, 004~~
1, 744, 016, 529

IV. 次期繰越剰余金

~~397, 684, 693~~
392, 199, 168

注記

1. 定款第77条による利用分量割戻しは、以下の基準で行います。

宅配事業（共同購入・個配）の処分額は、~~602, 608~~千円 608, 093千円です。割戻し基準は、コンピュータに記録された共同購入・個配利用高の

2. 0%とします。

3. その他

今回の修正により、当期処分額の内、利用分量割戻金が5, 485千円増加し、それによって次期繰越剰余金が同額減少します。その他の決算資料及び数値の変更はありません。

次のページから数値修正後の議案を掲載しています。

第1号議案

2024年度事業報告・ 決算関係書類承認の件

2024年度みんなで進めたこと～1年のふり返し～

事業報告書

決算関係書類（剰余金処分案含む）

※本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正は理事会に一任をお願いします。

事業報告書

I. 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 事業活動内容、経過及びその成果

2024年度基本方針

「ともにつくる 笑顔あふれる未来」

【1】2024年度事業と活動のふり返り（概括）

◆2024年度の事業の状況

2024年度の事業の状況は、総供給高、経常剰余金は計画に到達したものの、物価高等の影響もあり、宅配事業では利用人数および一人当たりの利用点数が前年を下回りました。

◆生協はくらしをよくするために組合員が「買う」ための組織

コープしがは、協同組合として「一人ひとりの組合員がくらしをよくするために商品を買うための組織、サービスや活動の場を利用するための組織」であるという役割に立ち返り、組合員が利用する場を「売り場」ではなく「買い場」とし、買い手（組合員）の立場に立った視点を大切にして取り組みを進めてきました。

◆コープしが2030年ビジョン～やくだつ・つながる・ひろがる～第Ⅱ期 第10次中期計画

コープしが2030年ビジョン 第Ⅱ期 第10次中期計画の初年度である2024年度は、2030年時点でもコープしがが組合員のくらしに“やくだち”続けるための「つながりづくり」をすすめました。地域とコープしがのつながりでは、自治体との新たな包括連携等の協定締結や乳児のいる世帯へおむつお届けと見守りをおこなう子育て支援事業の受託、JAや山林組合との新たな協定締結など、自治体や諸団体との協同によって組合員をはじめ多くの人のくらしに役立つためのつながりづくりが進みました。

◆総代会議案検討会議で多く出された意見・質問への回答

コープしがの介護事業は、新たな事業所開設を視野に入れ、職員の採用の時期を早めてすすめたことによる人件費の影響で、福祉剰余金のマイナスは計画を超えることとなりましたが、組合員の「住みなれた地域でいつまでも暮らしたい」という思いの実現に向け、新たな介護事業の拠点づくりの準備を進めています。理事会では、介護事業を持続可能な事業として展開していくため、年間のマイナス幅の上限はコープしが全体の事業剰余金の2%を目安にしています。

2024年度の取り組み



近江八幡市おむつおとどけ
みまもり便スタート
4月11日



- 主なニュース●
- ・円安、34年ぶりに1ドル160円台



田植え・稲刈り体験
5月・9月



サマーキャンプin鳥取
8月3日～4日



- 主なニュース●
- ・「南海トラフ地震臨時情報」初発表
 - ・パリパラリンピック



第15回びわ湖清掃
ウォーク
9月28日



- 主なニュース●
- ・大谷翔平大リーグ初「50-50」
 - ・能登半島豪雨
 - ・令和の米騒動



大津市と包括連携協定締結
12月17日



甲賀市と包括連携協定締結
1月27日



みんなごと

『ともに作る笑顔あふれる未来』の実現に向けて、わたしたちが大切にする3つのこと。
みんなごとをキーワードにコープしがらしさを創造していきます。

耳を傾け
向きあおう

活動へ
参加しよう

地域で
体験を活かそう



栗東市と「災害時における 応急生活物資供給等の協力 に関する協定」締結 6月5日



県内戦争遺跡めぐり 7月27日



- 主なニュース●
- ・新紙幣発行
- ・パリ五輪



高島市おむつおとどけみま もり便スタート 10月3日



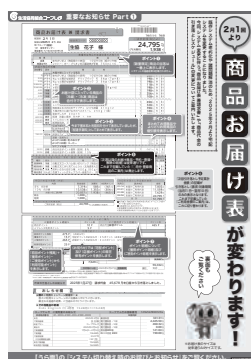
- 主なニュース●
- ・ノーベル平和賞に
被団協



商品大交流会を高島市で 開催 11月9日



宅配新システム稼働 2月



親子で防災企画 1月～3月

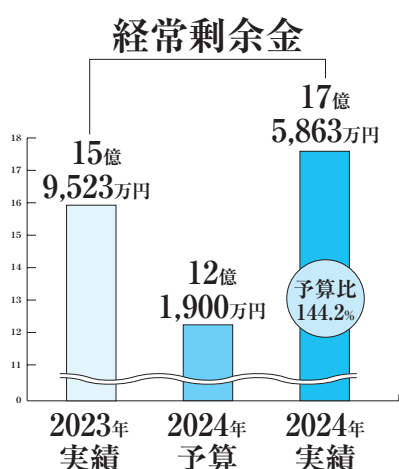
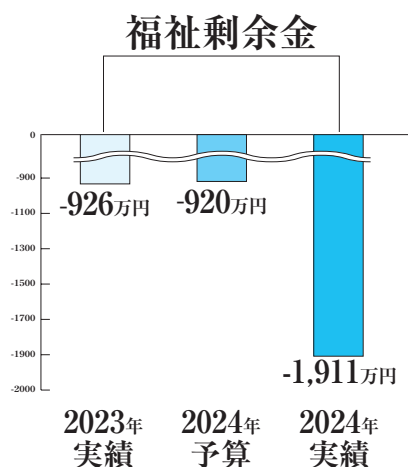
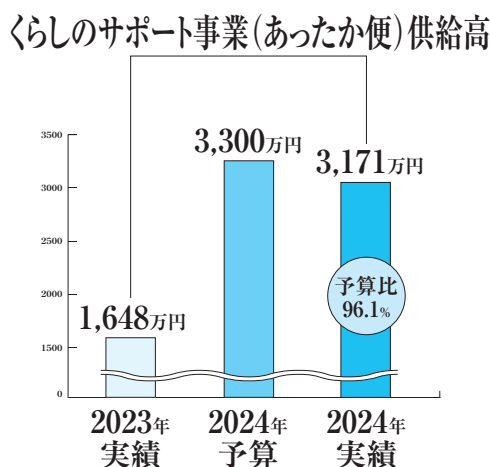
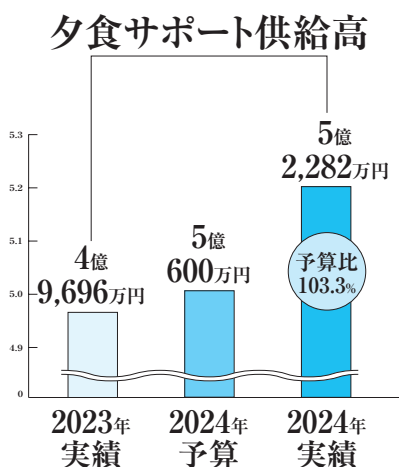
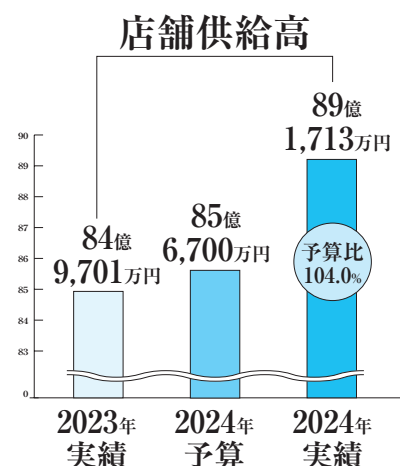
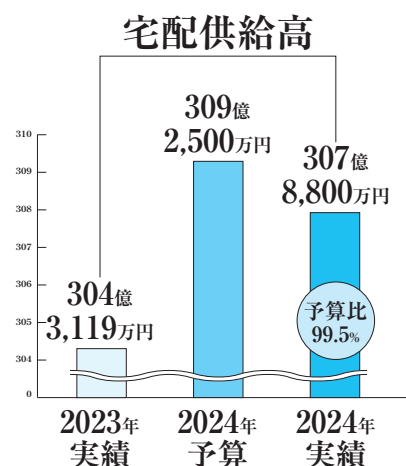
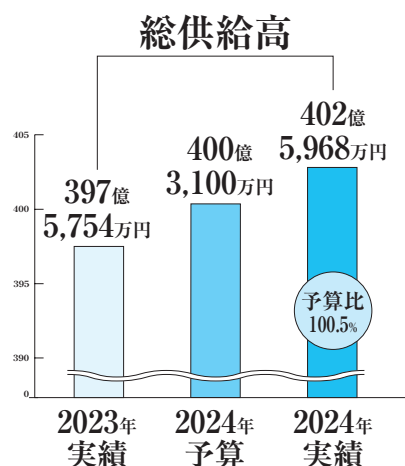


あいことば みんなごと

私たちは物事を、自分（じぶんごと）・他人（ひとごと）と切り分けて考えてしまいがちです。
 私たちは協同の精神を大切にする仲間であり、組合員、役職員、生産者や地域の人々など多くの人たちとつながっています。
 こうしたことから、自分ごと・他人ごとと切り分けず、自分の経験や困りごとは相手にも共通しているもの
 だと考え、課題はみんなで解決しよう！という思いを込めて「みんなごと」を作りました。
 『みんなごと』を合言葉に起こす、コープしがの組合員・役職員の小さなアクションが、さざ波のようにスパ
 イラルを描いて広がって、笑顔あふれる未来につながるのだと信じています。

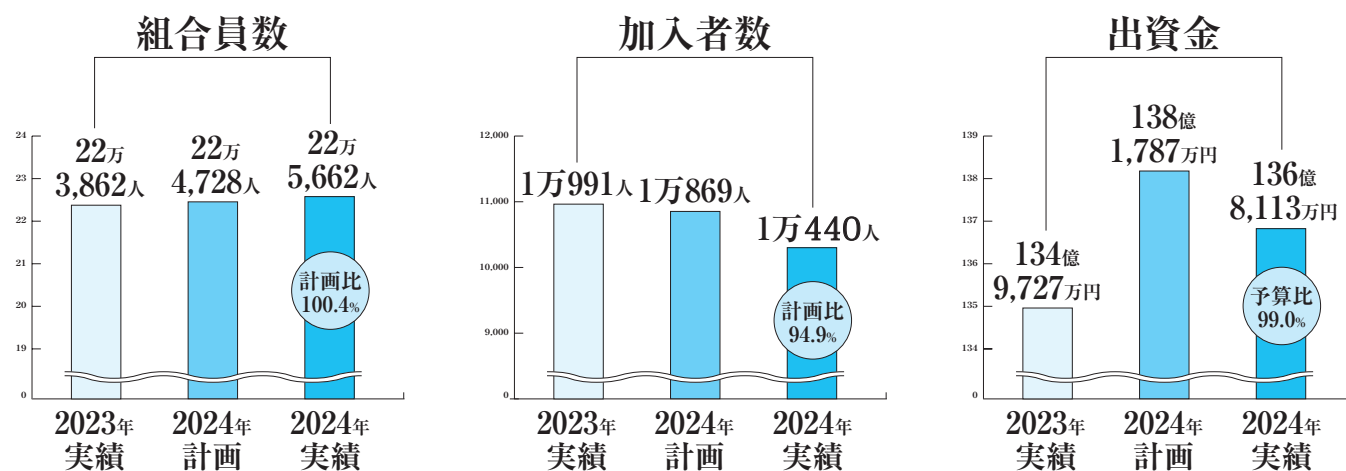
【2】2024年度事業と組織の状況

■ 2024年度事業実績（2025年3月20日までの累計）



※福祉剰余金は予算・実績ともマイナスであるため、予算比は表示していません。

■ 2024年度組織状況（2025年3月20日までの累計）



【3】[2024年度みんなで進めたこと] のふり返し

わたしのできるコトの一步を踏み出そう

1.『食』の大切さを考えよう!

人生100年時代といわれる現代において、“安全安心な食”はとても大切です。色あざやかな野菜や果物、新鮮な魚、お肉、牛乳…私たちの食卓を豊かに彩る食べ物の向こうに、作った人々の想いが見えます。そして、私たちの健康を保ち、心を満たす。家族や仲間の笑顔につながっていきます。

食べることは生きること。食べることは楽しいこと。“食”を真ん中において、くらしの中の実感を伝え合うことで「食の大切さ」を守りましょう。

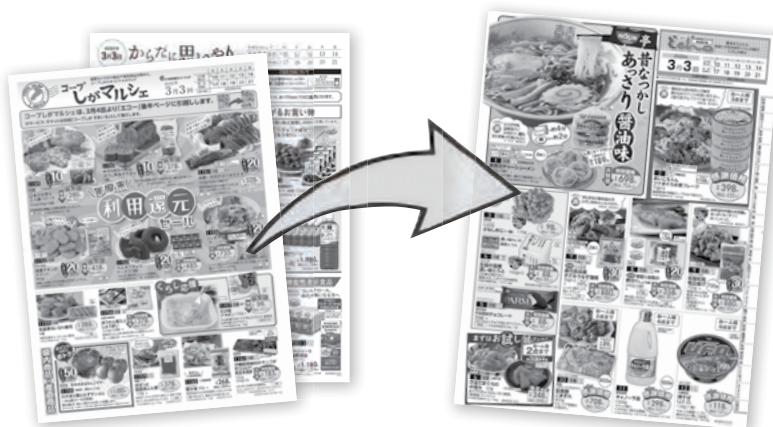
コープしがマルシェと商品案内書エコーの合冊について



組合員の声

- ・チラシが多すぎて読みきれないです。
- ・商品が多すぎて選びにくいです。

3月4回より『コープしがマルシェ』を『エコー』にまとめ、同じような商品の掲載を減らして、より見やすく選びやすい商品案内書にしました。『コープしがマルシェ』のページは、これまで以上に産直商品、県内商品、滋賀ならではの商品を掲載するようにしています。



コープしがマルシェが、エコーの中に移りました

滋賀県産の野菜や県内産商品の取り扱いについて



組合員の声

- ・滋賀の野菜セットが好きです。
- ・滋賀県産のものを利用したいです。
- ・滋賀県産の商品だけまとめてくださるとありがたいです。

滋賀県産の農産物や県内で生産される商品への要望を受けて、『エコー』の中でも、『コープしがマルシェ』のページで産直商品や滋賀の商品を中心に取り扱い、県内生産者やメーカーを応援しました。



クリスマスケーキのサイズについて



組合員の声

- ・クリスマスケーキのサイズは、大きなワンホールではなく、ショートケーキ・小さなサイズが欲しいです。

小さなサイズのクリスマスケーキが欲しいという声は毎年増えています。これまでも企画をしていましたが、複数の案内書に分かれて掲載していたため、見つけづらくなっていました。そのため、4号サイズのケーキ（コープしがマルシェ12月2回企画）やお正月準備号に掲載されているケーキもオリジナルクリスマスケーキの商品案内書と一緒に掲載することで、見つけやすくしました。



他チラシのケーキ紹介はこちら↑

ぱくぱく商品知ってね！交流フェス開催について

身近な場所で組合員と生産者が商品を中心に交流できる場として、「ぱくぱく商品知ってね！交流フェス」を9カ所のコープしが宅配事業センターで実施し、合計761名が参加しました。また、合計90の生産者・メーカーが参加し、61名の組合員が当日の協力員として参加しました。



組合員の声

- ・今まで購入したことがない商品でも、試食したり生産者さんのお話を聞かせていただくことで、購入の意欲につながります。
- ・このような場を友人・知人にもぜひ紹介したいです。



2.『宅配がある 暮らし』 をもっと楽しもう！

いつでもどこからでも注文ができ、どんなところへも笑顔と商品をお届けしてくれる生協の宅配。「コープしがに入ってからよかったわ」、「担当さんのおすすめ毎週楽しみにしているよ。ありがとう」の声がたくさん集まりました。

つながる信頼から安心がうまれる生協の宅配を楽しみましょう。

コープの宅配ご利用方法のお知らせについて



組合員の声

- ・引っ越しをしたので、ステーションを探していたが、どこにあるのかわからなかったです。
- ・グループで利用していますが、グループの人と時間が合わなくなって、どうしたらいいか悩んでいます。



グループ購入(共同購入)
ご指定の場所まで
商品をお届けします。



ステーション購入(共同購入)
地域の提携しているお店等で
商品を受け取れます。



個配(個人配達)
決まった曜日にご自宅まで
商品をお届けします。

「グループ購入(共同購入)」「ステーション購入(共同購入)」「個人配達」の3つの利用方法で利用されている組合員の声を聴いて、利用に関する方法やルール等を改めて、整理し案内しました。また、ホームページの地域ステーション一覧ページでは「店名」「住所」「受け取り可能曜日・時間」を公開しています。

商品をお渡しする時の配慮について



組合員の声

- ・組合員担当さんから雑貨や冷凍、冷蔵の袋の手渡しがありますが、たまごの存在が非常に気になります。
- ・商品を受け取る側も気を付けたいので、たまごが入っている場合は知らせて欲しいです。



たまごがあります。
丁寧をお願いします。

分かったわ！
ありがとう



お届け商品の中にたまごがある場合、組合員担当のスマートフォンに「たまごあり」と表示するようにしました。商品を手渡しする時に、「たまごが入っているので、気を付けてくださいね」と一声掛けています。

配達手数料の名称変更について



組合員の声

- ・システム使用料と利用手数料の違いがわかりにくいです。

配達手数料の内訳について、何に対しての手数料なのか、言葉の意味がわかりにくかったので、2024年7月から名称を変更しました。

利用額は本体価格(税別)が対象です。		
基本料*	利用料*(変動)	配達手数料
66円(税込73円) 商品配達が無い場合 でも必要となります。	商品購入なし 0円	66円(税込73円)
	4,000円未満 160円(税込176円)	226円(税込242円)
	8,000円未満 140円(税込154円)	206円(税込222円)
	12,000円未満 110円(税込121円)	176円(税込194円)
	12,000円以上 90円(税込99円)	156円(税込172円)
※新配方法の変更ーシステム使用料ー基本料、利用手数料ー利用料 (2024年7月より個別の手数料名称をわかりやすく変更しました。)		
		手数料について くわしくはこちら！

配達手数料の内訳

基本料…商品のお届けの有無に関わらず、毎週個別に伺うことに対して、個配を利用している全員に基本料を負担していただく料金です。

利用料…商品のご利用額に応じて負担していただく料金です。商品のご利用が無い場合は発生しません。

チケットの抽選における当落確認について



組合員の声

- ・注文したチケットが抽選で落選した場合、ハガキ連絡だけではハガキが紛れたり、届かなかったりして困ります。
- ・ハガキ以外の方法でも抽選結果を案内して欲しいです。

2024年10月より、申し込みチケットの当落確認は、組合員自身で、コープしがホームページ「サービス事業チケット」ページで確認できるようになりました。チケットを注文した翌週の水曜日以降、抽選結果を調べることができます。

フードロス削減、ドライアイス削減について

2023年10月から注文間違いや数量間違いなど組合員都合による返品受付をしないこととしました。食品の廃棄はコープしがの事業への影響も大きく、みんなでつくっている協同組合の財産を減らすことにもなります。できるだけ廃棄をなくし、持続可能な事業をみんなで進めていきましょう。

冷凍商品の配送に使用するドライアイスの確保が厳しくなってきたため、持続可能な宅配事業をめざし、繰り返し使用できる冷凍保冷剤を活用した配送を2024年10月からすべての宅配事業センターでスタートしました。また、配送に使用するこれらの備品は組合員みなさんの財産ですので、長く使えるように丁寧な取り扱いをみんなで進めていきましょう。



組合員の声

- ・返品について、このお知らせはとてもいいと思います。なぜ今までなかったのかと思うほどです。
- ・他の国では、十分に食べられない子どもたちもたくさんいます。

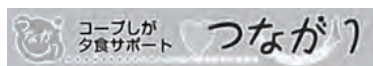
夕食サポートの広がりについて

夕食サポートは、組合員相互のくらしのたすけあい運動として事業が始まり14年が経過しました。現在、(株)初穂とコープしが子会社の(株)コープシステムサービス大中フードセンターの2社体制でお弁当を製造しています。利用者、食数も順調に広がり、現在は1日約3,300食をお届けしています。また、夕食サポートニュース「つながり」では、川柳を通じた組合員同士のつながりが広がりました。



組合員の声

- ・高齢の方々のたくさんの投稿に勇気づけられます。
- ・配達してくださる方もちゃんと声かけしてくださるし、元気になります。本当にご苦労様です。
- ・「おいしいね 家族のえがお 宅食事」
- ・「宅配や 食べてさわやか 旬の味」



3.『お店がある 暮らし』 をもっと楽しもう！

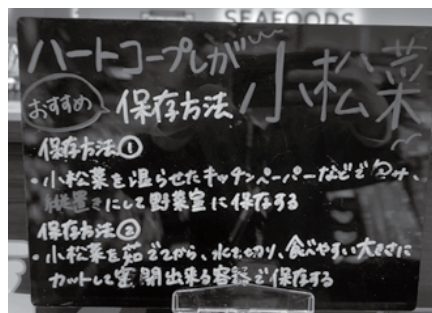
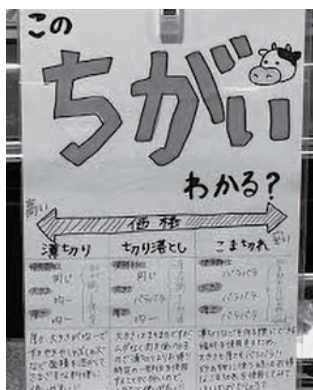
私もあなたも誰にでも「おいしさ、楽しさ、あったかさ」を実感できるコープのお店。

「これおいしかったわ」、「これ便利」、「ここでしか買えないものがあるわ」という声がゆきかう私たちのお店。「お買い物サポートカーやお届け便（買い物代行、お買い上げ配達）があって助かるわ」の声もいっぱい届いています。

楽しい、また来たいと思えるお店にみんなでしていきましょう。

組合員の「買い場」について

生協は、組合員が暮らしをよくするために作った、買うための組織であるとの考えに立ち返り、買い手の立場に立った視点で買い場づくりをすすめました。



職員の声

- ・職員は手作りのコトPOPを使って、商品の背景や詳しい商品情報を案内し、手に取りやすく試してみたいくなるような工夫をしました。

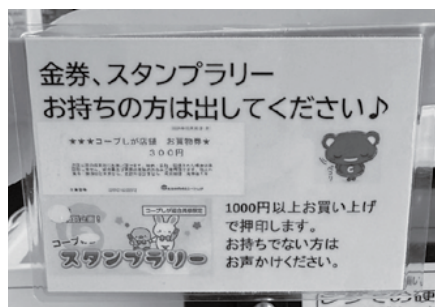
「ポイントプレゼント券」のレジでのご案内について



組合員の声

- ・ポイントプレゼント券をいつも忘れてしまいます。レジで案内をしてもらえると嬉しいのですが…

せっかく貯めたポイントプレゼント券を精算時に渡し忘れてしまうとの声を受けて、レジ担当者からの声掛けや表示、店内放送を通じてお知らせし、お得に利用してもらえるようにしました。



安心して利用できるお店の施設・設備について



組合員の声

- ・ コープもりやま店の駐車場で夜間や土砂降りの時に白線が薄く見えにくく感じる時があります。
- ・ 店舗のすぐ前が駐車場になっていて便利なのですが、高齢者や障がいをお持ちの方々は駐車場からお店に入るまでに椅子があると休むことができるので便利だと思います。

店舗の駐車場が安全に利用できるように、コープもりやま店とコープぜぜ店の駐車場の白線を引き直しました。他店舗でも施設や設備に不具合がないか点検をおこないました。

また、「コープのお店は安心して利用することができる」と感じてもらえるよう、店舗内外に椅子の設置や買い物時でも座れるカートの導入をしました。



コープぜぜ店駐車場



移動店舗を通じたくらしへのお役立ちについて

利用者一人ひとりの要望やリクエストに応えることができるように普段の声かけやアンケート結果から生鮮部門を中心に積載商品の見直しを進め、野菜や果物、鮮魚の切り身などの種類を増やしました。また、コープ商品や産直商品など毎月おすすめ商品を設定し、日々の対話を通じて利用が広がるよう取り組みました。



組合員の声

- ・ 買いたいものがいつもあるのでたすかります。
- ・ 職員さんのおすすめで購入した生協牛乳がとてもおいしかったのでこれからも利用したいです。
- ・ 小松菜はシャキシャキして鮮度がいいのでうれしいです。



4. 暮らしの備えと 『おたがいさま』 を考えよう！

予測できない自然災害や病気・ケガ。新型コロナウイルスの流行で“あたりまえ”があたりまえでなくなる経験もしました。ふだんの暮らしの保障の備えやローリングストックなどの重要性が改めて見直されています。困った時こそお互いを想う気持ちも大切です。暮らしの困りごとを気軽に話せて解決できるつながりづくりとして、ささえあいサポートが地域ですんでいます。

「うばい合えば足らぬ、わけ合えばあまる（相田みつを）」協同の精神“分かち合い”を胸に、よりよい暮らしづくりを考えていきましょう。

共済事業と大学生協との連携について

滋賀県の大学生協とコープ共済連と連携しながらCO・OP学生総合共済を広く進めていくための協議を重ねました。また、卒業後、社会人生活のスタートに活用できるよう、コープしがの事業やサービスに関するお知らせを卒業生へ配布しました。

CO・OP学生総合共済の内容

病気、ケガの保障だけでなく、学業復帰支援臨時費用、こころの早期対応保障、ストーカー被害見舞金といった学生ならではの保障内容となっており、卒業後は新社会人コースへ継続し30歳まで保障を続けることができます。

組合員の声

- ・令和時代の学生ならではの保障内容にとっても満足しています。



介護への備えや不安解消の取り組みについて

介護が必要になった時、「どこに相談すればよいのかわからない」や、「どのような備えが必要かわからない」といった声に対して、コープもりやま店などで介護相談会を開催しました。2024年度は、ブースに立ち寄られた方から、26件の相談を受け付けました。

相談者の声

- ・そろそろ介護について考えなければならないと思っていましたが、まだいいかという思いもあり行動できていませんでした。介護が必要になった際の相談窓口や流れが知れて良かったです。
- ・知り合いに介護が必要な方がいます。何も支えになってあげられていなかったのですが、説明会で教えてもらったことを教えてあげます。
- ・相談ではないのですが、家族の介護をしており悩み疲れています。悩みを聞いていただけたことで気持ちが楽になりました。ありがとうございます。



介護が必要となった時に安心して頼っていただくために

介護が必要になった時、利用者自身の「できる力」を奪うことなく自立につなげる「生協10の基本ケア」を軸にしたケアを行うことで、利用者が増えています。また、介護保険制度の改定に伴い、訪問介護事業を断念される法人が増える中、引き続き訪問介護サービスが必要なご利用者の受け入れも行っています。こうした既存事業所での積極的なご利用者の受け入れと併せ、より多くの介護を必要とされる方に頼っていただくため、新たな事業所開設に向け介護職員の拡充を進めています。



組合員の声

- ・私のくらしている地域でもコープしがの介護事業が利用できたらいいと願っています。

利用者、他法人からの声

- ・訪問してもらえるのが楽しみになっています。丁寧にケアしてもらえるだけでなく、ヘルパーさんのマスク越しでもわかる笑顔から元気を貰えています。
- ・訪問ヘルパーさんから、ご利用者のご様子を事細かく連絡いただけるだけでなく、ご利用者の生活環境をより良くするための提案もいただけて、ケアマネとして助かっていますし、安心してお任せできています。



震災を忘れないスタディツアーinふくしまの取り組みについて

①知ること、②知らせること、③つながること、④応援することを目的に、震災を風化させない取り組みとして、震災を忘れないスタディツアーinふくしまを2024年10月26日～27日に開催し、組合員24名が参加しました。参加者は、自分の目や耳で被災地の現状を学ぶとともに、現地の人々や生産物をはじめとした福島県の魅力に触れる場となりました。

組合員の声

- ・新しい家や建物が建築され、もう復興したんだと思ったが、やはり人が帰っていない所は当時のまま荒れていました。この現状を伝えなければと思いました。
- ・昔からの防災の言い伝えを継続していく事が大切であると痛感しました。



5. 暮らしをよくし、誰かの『笑顔につながるコト』をはじめよう!

人は一人で生きられません。暮らしを豊かにするために、住みよい地域を築くために、ともにささえあいながら生きています。人とかかわりを制限されたことにより、あらためて気づかされた人とのつながりの温かさや大切さ。一人でもできるコト、だれかと一緒にできるコト…。

私がワクワクできて誰かの笑顔につながるコトの一步を踏み出しましょう。

コープの森3号地「コープの森 多賀」について

コープしがは、琵琶湖の水源を守り、CO₂を吸収する貴重な森林資源を育て、守っていくために「琵琶湖森林づくりパートナー協定」を活用して、2024年10月1日より新たに多賀町の大滝山林組合と協定を締結し、コープの森3号地「コープの森 多賀」を開設しました。森林を守るだけでなく、組合員や役職員が自然に触れて環境について学ぶことができる活動を続けていきます。

組合員の声

- ・コープの森多賀に興味があります。森林整備で発生する間伐材の処理には費用がかかり放置されることも多く、その有効活用ができれば環境保全に貢献ができます。また、子ども達に森にふれる機会、滋賀県でしかない経験をさせてあげたいです。

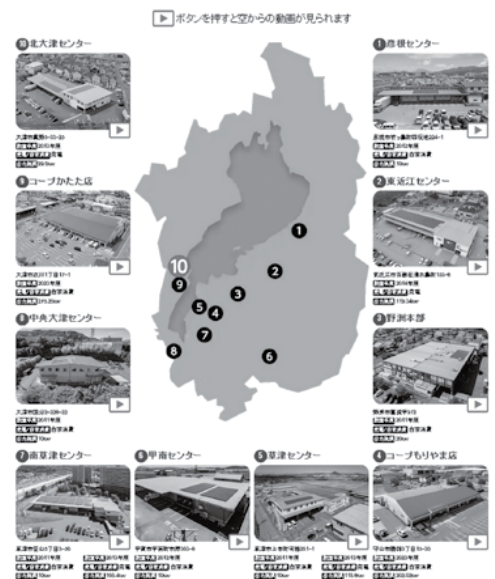


環境への取り組みを紹介したホームページ作成について

コープしがが環境政策に基づき取り組んだことをホームページにまとめました。情報を一つにまとめることで、「わたしたちのコープしががどのように環境課題に取り組んでいるのか」を簡単に知ることができ、コープしがの環境への取り組みが分かるようにしました。これからは、具体的なデータや実績の情報を発信して、「環境への貢献度」を実感できるように進めます。

組合員の声

- ・リサイクルの出し方などの情報が一覧になっているチラシが入っていました。環境への取り組みを発信してほしいと声を出したのが形になってうれしいです。
- ・たくさんの組合員が知ることができるように情報を発信してほしいです。



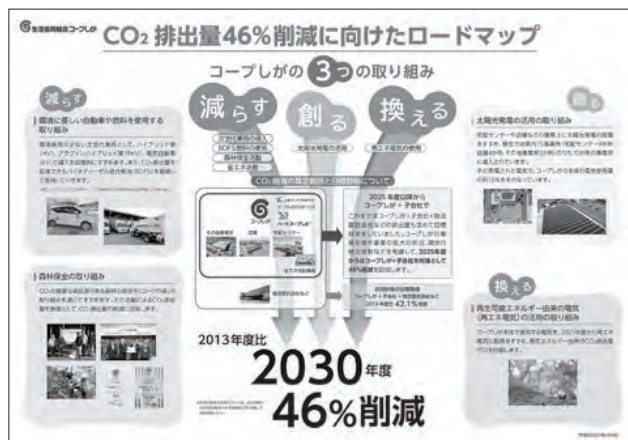
CO₂排出量46%削減に向けた新たなロードマップについて

コープしがでは、2022年に策定した「環境政策に基づくCO₂削減に向けた2030年までの実施計画」で確認した取り組みを進めてきました。これまでの取り組みの実績も踏まえて、CO₂排出量の削減計画を見直しました。コープしがではCO₂排出量を2030年に46%（2013年度比）の削減を目標にして取り組みを進めています。



組合員の声

- ・夏場の異常な気温や頻繁に発生する異常気象など、私たちの生活がおびやかされています。CO₂を出し続けている世の中なので、深刻に考えていかないといいと思います。



「考えてやってみよう！5つのたいせつ」活動について

「いろいろな会場に行って参加できる生協のイベントもいいけれど、もっと身近に、自由な時間で“5つのたいせつ”の活動ができればいいな」との組合員の声を受け、「考えてやってみよう！5つのたいせつ」活動を開始しました。

個人や家族、友だちと活動をし、取り組み内容をホームページに投稿すると、取り組みが多くの人に共有できるとともに、1投稿につき100円が「滋賀応援寄附」に寄付されます。



びわこ*たいせつの投稿

- ・歩いて通勤途中でのゴミ拾いをしました。誰かが、拾っている姿を見て捨てないようにしようと思ってくれたらいいと思います。



第15回びわ湖清掃ウォークの取り組みについて

第15回びわ湖清掃ウォークを守山市で開催し、450名の組合員と役職員が参加して、ピエリ守山～第2なぎさ公園のびわ湖岸を清掃しながらウォーキングしました。



組合員の声

- ・子どもが学校の行き帰りでゴミ拾いすることがあって興味があるようなので、参加しました。びわ湖の清掃は初めてです。子どもと一緒にいい体験になりました。



6.『ありがとう!』 でつながる私たち!

私たちの日々の暮らしには生協とかかわる中でうまれる“ありがとう”がたくさんあります。組合員や職員も、自分や暮らしを守ることに感謝の気持ちがあふれます。

お店でも週に一度の宅配でも、生協でつながっていることの喜びを実感し広げていきましょう。

そして、私たちの子どもや孫やもっと先の世代にも、安全と安心をつないでいける笑顔あふれるコープしがにしていきたいと思います。

被災地への職員派遣について

2024年1月の能登半島地震の発生直後から、被災地支援のために、全国の生協が日本生協連を通じて現地に職員を派遣しています。コープしがからも、2024年度は合計5名の職員が現地に入り、被災地生協の宅配業務の配達や、現地の災害ボランティアセンターの運営サポートを行いました。

9月には豪雨被害もあり、息の長い支援が求められています。今後も被災地に寄り添った活動を続けます。



参加職員の声

- ・8/22～8/26に復興支援に行ってきました。現地で担当した事は、穴水町のボランティアセンターにてボランティアに来てくださった方と、ボランティアを必要としている方を結ぶ役割でした。毎日仕事がある中で遠方から毎週末通っているという方や、いろんな被災地に支援のために飛び回っているという方もおられ、本当にすごいと感銘を受けました。また、今回の活動を通じて全国の生協のつながりを再認識し、とてもいい組織にいることを実感しました。今後災害が発生した際にも自ら進んで復興支援の活動に参加していこうと思います。



認知症に対する不安解消のための取り組みについて

組合員・役職員を対象に認知症への理解を深め、何か行動できるようになるために認知症学習会（認知症サポーター養成講座）を実施しました。また、広報誌スパイラル10月号では「社会で見守りたい認知症」として認知症の人への接し方や相談先などに関する情報発信を行いました。

組合員の声

- ・父親が認知症で、今とっても大変なんです。すごく暴言もあり接し方や受け止め方がとっても難しく悩んでいます。これからも学習や相談できる機会がもっとあれば良いと思います。

職員の声

- ・ご来店いただく方の中にも認知症の方がおられ、対応に困る場面がありました。研修で学んだことを実践し、安心していただける対応を行っていきます。

認知症の人と家族の会より

- ・スパイラルを見た組合員からご相談があり、心の負担が和らいだと喜んでいただきました。



くらしの中での困りごとを解決するささえあいサポートについて

組合員のくらしの困りごとに対して、組合員のできることでたすけあう「ささえあいサポート」の利用が増えています。サポーターと利用者、コーディネーターが顔の見える関係となり、安心して利用や活動ができるよう、サポーターやコーディネーターの話し合いの機会が増えました。

利用者の声

- ・高齢になり、今までできていたことが困難になってきました。困った時にすぐに相談できることや、組合員が助けてくださることで、安心して利用できています。

サポーターの声

- ・食事作りのサポートに月1回入っています。そこの2歳のお子さんがニコッと笑いながら「〇〇さん」と呼んでくれるようになり、うれしくなります。



ささえあいサポート活動

利用件数…………… 3,664件
(前年度3,089件)

サポーター組合員数… 1,720人
(前年度1,926人)

2024年度 ささえあい サポート トップ4	依頼内容	合計(件)
	家事援助(掃除・片付け含む)	2,161
	庭木・草取り・水やり	447
	子ども見守り	206
	高齢者支援	116

(株)コープシステムサービス 大中フードセンターの稼働について

宅配弁当(夕食サポートつながり)の製造、宅配事業で不足するドライアイスの代わりとなる冷凍保冷剤の凍結といった事業を通じて、組合員に生協の商品を安定的に提供することをめざし、コープしが子会社(株)コープシステムサービス 大中フードセンターが2024年8月に稼働しました。



●「所在不明組合員の整理に関する規約」に基づく自由脱退処理について

定款第10条第2項及び「所在不明組合員の整理に関する規約」に基づき、2023年3月20日以前から所在不明になっている464名(出資金総額1,925,468円預かり金含む)について2025年3月20日付で自由脱退処理を行いました。

●適切な会計監査の実施について

公認会計士「有限責任監査法人トーマツ」による監査を実施します。

●2024年度情報公開について

情報公開に関する申請及び再申請はありませんでした。

2. 事業の状況

1) 事業年度の末日における重要な事業活動の内容

主な取扱事業種目等

事業種目	主 な 事 業 品 目 等
供 給 事 業	食料品、米穀、酒、衣料品、日用雑貨、家庭用品、文房具、書籍、化粧品、夕食サポート事業
共 済 事 業	たすけあい共済（受託）、火災共済（受託）、生命共済（受託）、マイカー共済（受託）
福 祉 事 業	居宅介護事業及び訪問介護等介護保険に基づくケアサービス提供

2) 事業の経過及びその成果

①直前3事業年度の財産及び損益状況

(単位：千円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
組 合 員 数 (人)	215,425	220,373	223,862	225,662
出 資 金 額	12,855,200	13,194,816	13,497,273	13,681,134
供 給 高	40,903,971	40,407,022	39,757,545	40,259,686
福 祉 事 業 収 入	30,185	40,514	57,098	62,793
そ の 他 事 業 収 入	1,061,622	1,128,612	1,150,291	1,195,658
経 常 剰 余 金	1,530,741	1,226,958	1,595,239	1,758,638

②損益状況

(単位：千円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
供 給 高	40,903,971	40,407,022	39,757,545	40,259,686
組合員との取引価額総額※	40,903,971	40,912,376	40,184,716	40,710,039
供 給 剰 余 金	10,415,499	9,782,472	10,047,726	10,482,985
福 祉 剰 余 金	△ 12,154	△ 5,661	△ 9,260	△ 19,116
そ の 他 事 業 収 入	1,061,622	1,128,612	1,150,291	1,195,658
事 業 総 剰 余 金	11,464,967	10,905,424	11,188,758	11,659,527
事 業 経 費	10,277,525	10,021,872	10,026,416	10,195,232
(人件費)	4,269,136	4,204,434	4,246,602	4,171,861
(物件費)	6,008,388	5,817,437	5,779,814	6,023,370
事 業 剰 余 金	1,187,441	883,551	1,162,341	1,464,295
事 業 外 収 益	395,642	407,621	494,814	378,129
事 業 外 費 用	52,342	64,214	61,916	83,786
経 常 剰 余 金	1,530,741	1,226,958	1,595,239	1,758,638

※上記損益状況の組合員との取引価額総額は、2022年度より新たな会計基準（収益認識会計基準）を適用していることに伴い、それまでの旧会計基準における供給高との比較のため、参考値として表示しております。これは、組合員へ提供した商品及びサービスに対する金額の総額で、供給高を旧会計基準により計算したものです。

③財務の状況

(単位：千円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
総 資 産	34,366,120	34,785,075	35,871,995	37,051,552
流 動 資 産	23,704,830	24,472,026	25,732,447	23,768,257
固 定 資 産	10,661,289	10,313,048	10,139,547	13,283,294
流 動 負 債	7,402,272	7,025,433	6,934,830	7,419,493
固 定 負 債	2,197,268	2,113,854	2,056,174	1,785,449
純 資 産	24,766,579	25,645,786	26,880,990	27,846,609
土 地	5,035,926	5,035,926	5,035,926	5,035,926
出 資 金	12,855,200	13,194,816	13,497,273	13,681,134
剰 余 金	11,911,379	12,450,970	13,383,717	14,165,475

④部門別・業態別供給高の状況

(単位：千円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
【部門別供給高】				
生 鮮 食 品	12,349,317	12,310,303	12,434,372	12,649,421
日 配 食 品	7,479,217	7,624,664	7,905,375	7,940,712
加 工 食 品	13,924,750	13,924,839	13,988,513	14,552,870
家 庭 用 品	3,262,969	3,121,351	2,996,449	3,035,877
エ ネ ル ギ ー	1,368,067	1,249,785	315,890	-
衣 料 品	516,938	490,050	464,960	462,105
そ の 他	2,002,709	1,791,213	1,768,496	1,772,490
ポ イ ン ト 付 与	-	△ 105,185	△ 116,513	△ 153,793
合 計	40,903,971	40,407,022	39,757,545	40,259,686
【業態別供給高】				
宅 配 事 業	31,341,469	30,838,281	30,431,191	30,788,007
〈共同購入〉	12,502,477	11,914,449	11,494,889	11,393,744
〈個 配〉	18,838,991	18,923,831	18,936,301	19,394,262
店 舗 事 業	7,788,111	7,875,128	8,497,016	8,917,137
夕 食 サ ポ ー ト 事 業	406,322	443,826	496,966	522,823
エ ネ ル ギ ー 事 業	1,368,067	1,249,785	315,890	-
移 動 店 舗 事 業	-	-	16,480	31,717
合 計	40,903,971	40,407,022	39,757,545	40,259,686

⑤供給高の事業所別内訳

(単位：千円)

事業所の名称	供給高	事業所の名称	供給高	事業所の名称	供給高
南草津センター	3,584,847	コープぜぜ店	2,189,099	夕食サポート事業	522,823
北大津センター	3,480,260	コープもりやま店	2,480,567	移動店舗事業	31,717
草津センター	4,710,318	コープかたた店	2,310,202		
中央大津センター	3,169,035	コープながはま店	1,937,268		
甲南センター	3,072,771				
東近江センター	4,714,739				
長浜センター	3,481,669				
彦根センター	3,107,129				
高島センター	1,467,235			合 計	40,259,686

⑥受託共済事業状況表

(i)加入者数の状況

(単位：人、件)

共済事業の種類	加入者数(又は契約件数)				
	元受団体名	コース等	当年度	前年度	前年比
CO・OP共済《たすけあい》	コープ共済連		75,129	75,817	99.0%
CO・OP共済《あいぶらす》	コープ共済連		21,401	21,214	100.8%
CO・OP共済《ずっとあい》	コープ共済連	生命	1,176	1,187	99.0%
		医療	7,532	7,209	104.4%
		計	8,708	8,396	103.7%
CO・OP共済《学生総合共済》	コープ共済連	新社会人以外	1,997	1,557	128.2%
		新社会人	1,615	903	178.8%
		計	3,612	2,460	146.8%
生命共済《新あいあい》	こくみん共済coop		179	188	95.2%
火災共済	こくみん共済coop		5,282	5,195	101.6%
(自然災害共済特約)	こくみん共済coop		2,738	2,618	104.5%
マイカー共済	こくみん共済coop		441	273	161.5%
合 計			114,752	113,543	101.0%

◆日本コープ共済生活協同組合連合会より2025年3月20日現在で確定した報告に基づく数値です。

◆自然災害は特約のため総件数から省いています。

(ii)元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金（千円）			共済金支払件数（件）			共済金支払額（千円）		
		当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比
CO・OP共済《たすけあい》	コープ共済連	1,399,724	1,418,154	98.7%	15,299	15,373	99.5%	594,806	602,868	98.6%
CO・OP共済《あいぶらす》	コープ共済連	707,973	695,442	101.8%	2,651	2,235	118.6%	242,021	200,854	120.4%
CO・OP共済《ずっとあい》	コープ共済連	331,697	325,433	101.9%	1,149	1,086	105.8%	58,640	55,785	105.1%
CO・OP共済《学生総合共済》	コープ共済連	52,626	35,428	148.5%	349	262	133.2%	17,095	12,320	138.7%
生命共済《新あいあい》	こくみん共済coop	29,853	31,380	95.1%	34	42	80.9%	1,595	2,417	66.0%
火災共済	こくみん共済coop	63,664	62,223	102.3%	66	81	81.4%	13,393	14,329	93.4%
自然災害共済	こくみん共済coop	70,806	57,895	122.3%	35	36	97.2%	15,717	12,418	126.5%
マイカー共済	こくみん共済coop	17,453	11,070	157.6%	15	9	166.6%	4,413	4,634	95.2%
合	計	2,673,798	2,637,026	101.3%	19,598	19,124	102.4%	947,682	905,627	104.6%

◆日本コープ共済生活協同組合連合会より2025年3月20日現在で確定した報告に基づく数値です。

◆《あいあい》の元受団体共済掛金(コープ共済連入金ベース)は、共栄火災分を除いた掛金となります。

⑦福祉事業収入の状況表

(i)福祉事業収入の状況表

(単位：千円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	本年度
介護保険事業	30,185	40,514	57,098	62,793

(ii)福祉事業状況表

項目		利用人数（人）			利用時間数（時間）			利用高（千円）		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
介護保険事業	居 宅 介 護 支 援	1,051.0	902.0	116.5%	-	-	-	12,692	10,917	116.3%
	訪 問 介 護	17,787.0	14,878.0	119.5%	11,583	10,542	109.8%	50,100	46,181	108.5%
	合 計	18,838.0	15,780.0	119.3%	11,583	10,542	109.8%	62,793	57,098	110.0%

注. 利用人数は要介護者を1人、要支援者を0.5人として換算しています。

3) 増資及び資金の借入れその他資金調達状況
資金調達内訳表

(単位：千円)

項 目		金 額	
投 資 総 額		121,583	
調達の内訳	自 己 資 金	121,583	
	他人資金	政府系金融機関等	—
		その他金融機関	—
		組 合 員 借 入 金	—
		そ の 他	—
	合 計	121,583	

4) 組合が所有する施設の建設又は改修その他施設投資状況

該当事項はありません。

5) 他の法人との業務上の提携

他の法人との業務提携

業 務 提 携 先	住 所	提 携 内 容
日本生活協同組合連合会	東京都渋谷区	業務提携
生活協同組合連合会コープきんき事業連合	大阪府大阪市	業務提携
日本コープ共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区	業務提携
株式会社関西丸和ロジスティクス	京都府綾部市	配送委託
株式会社流通サービス	埼玉県草加市	配送委託

- 6) 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得

該当事項はありません。

- 7) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当組合が存続するものに限る）その他の組織の再編成

該当事項はありません。

- 8) 教育事業等の状況

(単位：千円)

項 目	金 額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	65,514

教育事業等の使途

(単位：千円)

科 目	内 容	金 額
職 員 給 与	役職員教育担当業務相当分	26,530
教 育 文 化 費	組合員広報費用	34,901
〃	組合員教育文化活動（学習会等）	26,099
研 修 費	役職員研修費用	16,080
〃	役職員通信教育費用	4,109
合 計		107,721

Ⅱ. 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 前事業年度における総代会の開催状況

総代会の議決状況

総代会開催日	2024年6月12日（水） 10時00分～12時00分	
第44回通常総代会	総代会日現在総代数	508名
出席総代数	本人	195名
	代理人（委任）	1名
	書面	265名
	合計	461名
重要な議事・議決事項及び議決状況		
議案		賛成
第1号議案	2023年度事業報告・決算関係書類承認の件	453
第2号議案	第Ⅱ期(2024～2026年度)「やくだつ・つながる・ひろがる」計画承認	454
第3号議案	2024年度活動計画・収支予算承認の件	453
第4号議案	組合員除名の件	451
特別決議	通常総代会アピール	賛成多数
注記1) 第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、特別決議は、賛成多数で原案通り可決承認されました。 なお、第4号議案は出席総代の3分の2以上の賛成での可決承認となっています。		

2. 組合員に関する事項

組合員出資金等増減表

区分	組合員数（人）	口数（口）	組合員出資金総額（千円）
当期首現在	223,862	13,497,273	13,497,273
当期増加分	10,440	1,314,480	1,314,480
当期減少分	8,640	1,130,619	1,130,619
当期末現在	225,662	13,681,134	13,681,134

注. 1口の出資金額は、1,000円です。

3. 役員に関する事項

1) 役員一覧表

2025年3月20日現在

役 名	氏 名	担 当	略 歴
理 事 長 (代 表 理 事)	白 石 一 夫	全体統括、 介護事業部・ 内部統制スタッフ 管掌	常務理事2005年6月就任、現職2019年6月就任 滋賀県生協連会長理事、生活協同組合連合会コープきんき事業連合理事、(公財)淡海文化振興財団理事、くらしと協同の研究所理事、滋賀県勤労者共済生活協同組合理事、こくみん共済coop滋賀推進本部経営委員、(福)しがぎん福祉基金評議員
副 理 事 長	濱 田 弥 生	全域担当	2013年6月就任、現職2019年6月就任、滋賀県生協連理事
副 理 事 長	満 嶋 美 香	全域担当	2013年6月就任、現職2019年6月就任、日本生活協同組合連合会理事
常 任 理 事	熊 沢 初 美	全域担当	2013年6月就任、現職2019年6月就任、滋賀県生協連理事
常 任 理 事	筒 井 佳 理 子	全域担当	2017年6月就任、現職2021年6月就任
専 務 理 事 (代 表 理 事)	高 橋 剛 太	全体事業統括、 宅配運営部・ 宅配商品部管掌	現職2019年6月就任、生活協同組合連合会コープきんき事業連合理事、C O - O P 牛乳産直交流協会理事
常 務 理 事	安 岡 寿 司	店舗事業部管掌	現職2019年6月就任、(株)シガフードプロダクツ代表取締役、滋賀県食肉公正取引協議会監事
常 務 理 事	寺 田 真	組織広報部管掌	現職2021年6月就任、(株)ハートコープしが代表取締役、滋賀県生協連理事、滋賀県貿易(株)監査役、NPO法人消費者ネット・しが理事
理 事	勝 景 子	南地区担当	2019年6月就任
理 事	河 瀬 文	東地区担当	2019年6月就任
理 事	小 森 奈 津 美	西地区担当	2023年6月就任
理 事	田 端 の ぶ 代	東地区担当	2023年6月就任
理 事	那 須 美 英	北地区担当	2021年6月就任
理 事	西 見 美 智 子	南地区担当	2023年6月就任
理 事	藤 澤 有 希	北地区担当	2023年6月就任
理 事	本 庄 智 美	北地区担当	2023年6月就任
理 事	三 谷 奈 美	南地区担当	2019年6月就任
理 事	三 原 証 子	西地区担当	2023年6月就任
理 事	森 奈 緒 子	西地区担当	2021年6月就任
理 事	森 田 香 織	東地区担当	2023年6月就任
有 識 理 事	大 杉 成 聖		2021年6月就任、びわ湖放送(株)専務取締役、(株)ピー・ピー・シー・サービス取締役
有 識 理 事	片 山 聡		2021年6月就任、しがぎんリース㈱社外監査役、滋賀県信用保証協会監事
有 識 理 事	小 林 治 一 良		2015年6月就任
有 識 理 事	十二里 和 彦		2023年6月就任、(公財)滋賀県水産振興協会監事、岡本土石工業(株)顧問
有 識 理 事	瀬 古 良 勝		2019年6月就任、野洲市教育委員会教育委員
有 識 理 事	平 岡 彰 信		2019年6月就任、清友監査法人社員、学校法人池坊学園監事
常 勤 監 事	笠 川 英 明		2017年6月就任、(株)タクス監査役、 NPO法人消費者ネット・しが監事
監 事	海 老 澤 文 代		2015年6月就任、滋賀県生協連監事、NPO法人消費者ネット・しが理事
監 事	中 嶋 栄 子		2023年6月就任
監 事	伊 藤 慧		2017年6月就任、京町法律事務所パートナー弁護士、NPO法人消費者ネット・しが理事長、光徳寺責任役員
監 事	伊 藤 正 隆		2023年6月就任、京都産業大学准教授、吉永会計事務所社員税理士

2) 役員賠償責任保険契約

当生協が第16期第11回理事会決議にて加入しました役員賠償責任保険契約の内容の概要は以下の通り。

- ①保険名称：日本生協連の生協役員賠償責任保険（会社役員賠償責任保険）
- ②保険契約者：日本生活協同組合連合会（取扱代理店：株式会社アイアンドアイサービス）
- ③保険期間：2024年4月1日～2025年4月1日
- ④被保険者の範囲

当生協の理事、監事、執行役員、及び子会社（株式会社シガフードプロダクツ、株式会社タクス、株式会社コープシステムサービス、株式会社ハートコープしが）の取締役、監査役。但し当生協の株式所有が40%の子会社は含みません。

⑤保険契約の内容の概要

被保険者が、その業務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けたことにより、法律上の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって被る損害を保険金として支払います。保険料は全額当生協が負担します。ただし、代表訴訟における損害を補償する特約保険料は保険料総額の10%を常勤役員が負担します。

4. 職員数及びその増減その他職員の状況

職員状況表

区 分		前期末数	当期末数	平均年齢 平均勤続年数
総合スタッフ		296人	293人	38.3歳
				13.1年
エリアスタッフ		113人	113人	35.7歳
				2.6年
シニアスタッフ		36人	36人	61.8歳
				1.7年
嘱託スタッフ		35人	33人	41.3歳
				7.9年
専属スタッフ		13人	13人	51.8歳
				7.2年
定時スタッフ	総 数	1024人	992人	
	フルタイム換算	388.0人	366.8人	

説明①出向者を含みません。

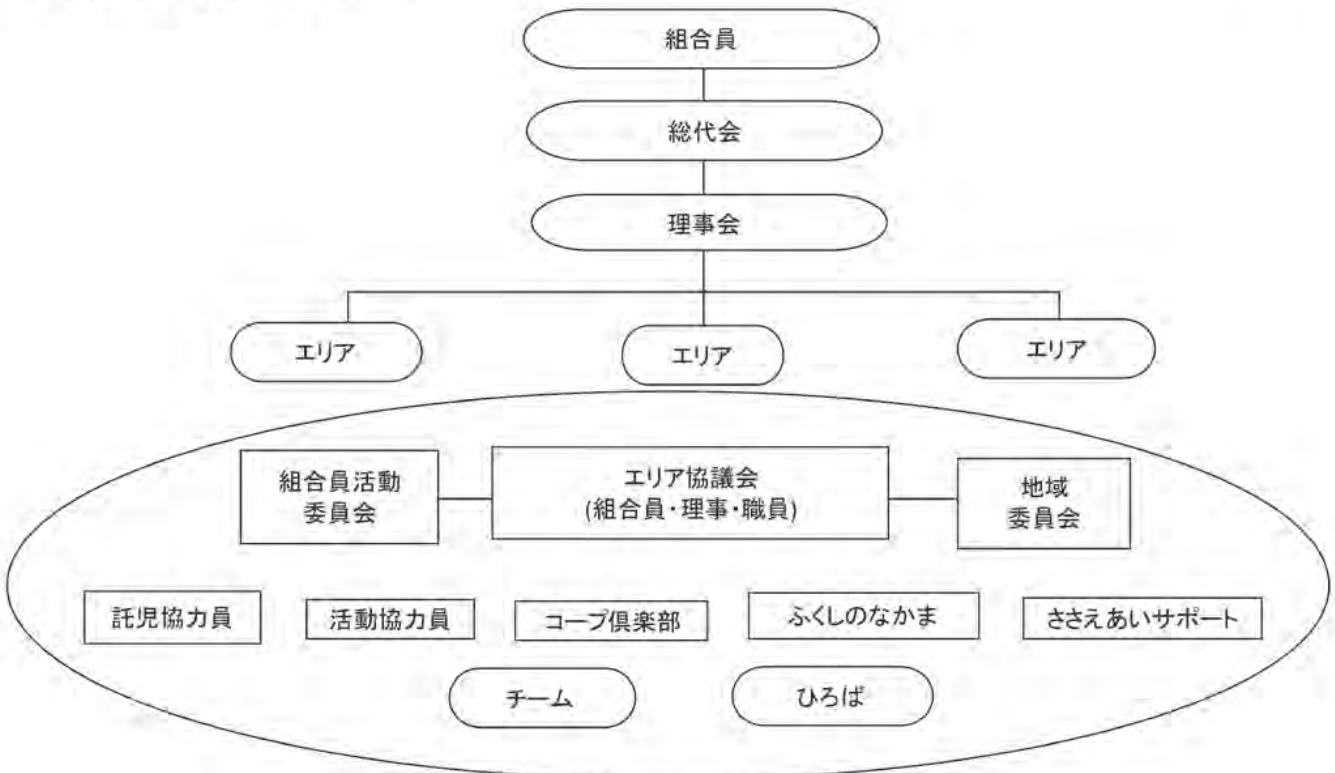
②定時スタッフには、アルバイトスタッフ、シルバースタッフを含みます。

③定時スタッフのフルタイム換算は、職員の1日当たり労働時間7.5時間で換算しています。

5. 業務の運営の組織に関する事項

2025年3月20日現在

●組合員組織機構図





6. 施設の設置状況に関する事項

施設一覧表

区分	施設名	所在地	土地 (㎡)	建物 (㎡)	摘要
本部施設	本部	野洲市富波甲	5,168	3,941	
宅配事業センター	南草津センター	草津市笠山	8,632	1,912	
	北大津センター	大津市真野	8,149	2,028	
	草津センター	草津市上寺町	5,737	2,530	
	中央大津センター	大津市国分	5,595	1,821	
	甲南センター	甲賀市甲南町市原	4,012	1,532	
	東近江センター	東近江市五個荘清水鼻町	13,477	3,208	
	長浜センター	長浜市西上坂町	4,327	1,637	
	彦根センター	彦根市竹ヶ鼻町	6,900	1,529	
	高島センター	高島市新旭町新庄	4,225	1,549	
店舗	コープぜぜ店	大津市竜が丘	3,607 (4,911)	2,948	買場面積1,441㎡ 別棟テナント708㎡
	コープもりやま店	守山市勝部	(10,090)	2,335	買場面積1,491㎡
	コープかたた店	大津市衣川	(7,258) 1,342	2,791	買場面積1,889㎡
	コープながはま店	長浜市宮司町	8,273	4,422	買場面積2,566㎡ テナント595㎡含む
事務所等	(株)ハートコープしが本部	野洲市富波甲	1,786	326	
	コープもりのこ保育園	守山市勝部		223	コープもりやま店敷地内
	ヘルパーステーションぽこ守山	守山市守山		(48)	
	草津事務所	草津市西草津	(1,912)	729	草津ステーション含む
	リサイクルセンター	近江八幡市長光寺町		(14)	アズコム物流センター内
	瀬田ステーション	大津市一里山		(39)	
	日吉台ステーション	大津市日吉台	(174)	(136)	
	野洲ステーション	野洲市富波甲	1,305	269	
	富士見台ステーション	大津市富士見台		(58)	
	愛知川ステーション	愛荘町愛知川		(217)	
その他	旧北大津センター	大津市雄琴	3,762	1,568	
	旧愛知川センター	愛荘町愛知川	3,709	1,299	
	旧ケアサポートセンターぽこ	大津市柳川	789	601	西大津ステーション含む

※ 面積が（ ）書きで表示部分は賃借物件です。

7. 子法人等及び関連法人等の状況に関する事項

1) 子法人等の概要

区 分	子 法 人 等
会 社 名	株式会社シガフードプロダクツ
代表者名	代表取締役 安岡 寿司
設 立	1993年4月
事業内容	食肉加工及び販売 パック加工済商品の販売業 畜肉加工品の販売業
設立理由	精肉の生産、流通及び加工までを一元管理し、安全・安心・良質な肉を適正な価格で安定供給するため。
資本金	資本金 95,000千円 生協の出資額 48,000千円
株式の状況	発行済株式総数 1900株 生協の持株数 960株 生協の持株比率 50.5%
決算月日	3月20日
主たる事業所の所在地	甲賀市
株 主 名	生活協同組合コープしが (50.5%) ㈱平田牧場 (43.2%) 全国農業同組合連合会 (2.1%) グリーン近江農業協同組合 (2.1%) 甲賀農業協同組合 (2.1%)
当生協の関係役員	代表取締役 安岡 寿司 取締役 佐々木 美知 (職員) 取締役 川端 恵三 (職員) 監査役 石居 輝彦 (職員) 上記4名は、非常勤で無報酬です。

区 分	子 法 人 等
会 社 名	株式会社タクス
代表者名	代表取締役 岸 吾郎
設 立	1995年5月
事業内容	損害保険代理店 生命保険募集代理店 宅地建物取引業 旅行事業
設立理由	組合員の暮らし全般をサポートするために、生協では扱えない事業分野での事業展開を図るため。
資本金	資本金 15,000千円 生協の出資額 10,000千円
株式の状況	発行済株式総数 300株 生協の持株数 200株 生協の持株比率 66.7%
決算月日	3月20日
主たる事業所の所在地	野洲市
株 主 名	生活協同組合コープしが (66.7%) ㈱シガフードプロダクツ (33.3%)
当生協の関係役員	代表取締役 岸 吾郎 (職員) 取締役 西沢 貴志 (職員) 取締役 本多 洋平 (職員) 監査役 笠川 英明 監査役 石居 輝彦 (職員) 上記5名は、非常勤で無報酬です。

区 分	子 法 人 等
会 社 名	株式会社コープシステムサービス
代表者名	代表取締役 矢部 光男
設 立	1995年11月
事業内容	産地パックの全量点検業務 原料加工業務 店舗輸送元請業務 事務用品・コピー用紙販売業務 チケット仕分・転送業務 冷凍保冷剤受託業務 夕食サポート弁当製造販売業務
設立理由	物流に関する専門的なノウハウを導入し、適切な物流管理の遂行及びコープしがの物流費用をコントロールするため。
資本金	資本金 30,000千円 生協の出資額 20,000千円
株式の状況	発行済株式総数 600株 生協の持株数 400株 生協の持株比率 66.7%
決算月日	3月20日
主たる事業所の所在地	近江八幡市
株 主 名	生活協同組合コープしが (66.7%) AZ-COM丸和ホールディングス㈱ (8.3%) エア・ウォーターLINE㈱ (8.3%) ㈱関西丸和ロジスティクス (6.7%) ※2006年12月に自己株式取得 (10.0%)
当生協の関係役員	取締役 花房 健太郎 (職員) 取締役 平塚 俊明 (職員) 取締役 服部 豊 (職員) 監査役 石居 輝彦 (職員) 上記4名は、非常勤で無報酬です。

区 分	子 法 人 等
会 社 名	株式会社ハートコープしが
代表者名	代表取締役 寺田 真
設 立	2018年11月
事業内容	農産物の生産・加工・販売 宅配商品通い箱等の洗浄作業受託 包装容器等のリサイクル作業受託 食品循環資源等の再生利用作業受託
設立理由	障がいのある方々の「働きたい」願いや自立の手助けの場を提供するため。
資本金	資本金 20,000千円 生協の出資額 15,000千円
株式の状況	発行済株式総数 400株 生協の持株数 300株 生協の持株比率 75.0%
決算月日	3月20日
主たる事業所の所在地	野洲市
株 主 名	生活協同組合コープしが (75.0%) 奥村 次一 (5.0%) 川中 順一 (5.0%) 田中 賢一 (5.0%) 田井中 年人 (5.0%) 藤田 真吾 (5.0%)
生協の関係役員	代表取締役 寺田 真 取締役 折本 岳人 (※職員) 取締役 木村 圭司 (※職員) 監査役 石居 輝彦 (職員) ※職員2名は常勤取締役として出向しています。 その他2名は、非常勤で無報酬です。

区 分	子 法 人 等
会 社 名	株式会社滋賀有機ネットワーク
代表者名	代表取締役 藤田 真吾
設 立	1994年12月
事業内容	穀類、野菜類及び果樹類の生産・加工 販売業 農作業及び農業経営の受託事業 野菜・果樹類の保管管理業 農産物の配送業
設立理由	県内での産直有機農産物の産地づくりの推進と農産物の流通拠点を確立するため。(第9回通常総代会議決)
資本金	資本金 10,000千円 生協の出資額 4,000千円
株式の状況	発行済株式総数 200株 生協の持株数 80株 生協の持株比率 40.0%
決算月日	3月20日
主たる事業所の所在地	近江八幡市
株 主 名	生活協同組合コープしが (40.0%) ㈱リッチグリーン (12.0%) 川中 順一 (10.0%) 奥村 次一 (10.0%) 石神 宏規 (6.0%) 福澤 武司 (6.0%) 徳田 為宏 (6.0%) 田谷 将志 (6.0%) 井上 正人 (4.0%)
生協の関係役員	取締役 油谷 亨 (職員) 監査役 石居 輝彦 (職員) 上記2名は、非常勤で無報酬です。

注. 記載内容は、各決算期のものです。

2) 決算概況

(単位：千円)

資 産 ・ 負 債 ・ 純 資 産 の 状 況						
会 社 名		(株)シガフード プロダクツ	(株)タクス	(株)コープシステム サービス	(株)ハートコープ しが	(株)滋賀有機 ネットワーク
科目\決算期		第32期2025年3月	第30期2025年3月	第30期2025年3月	第7期2025年3月	第32期2025年3月
資産の部	流 動 資 産	146,955	97,914	290,586	76,143	282,857
	固 定 資 産	321,089	32,846	797,310	16,159	4,000
	資 産 合 計	468,044	130,760	1,087,896	92,302	286,857
負債の部	流 動 負 債	157,165	12,246	230,455	12,729	148,856
	固 定 負 債	77,571	11,014	919,697	30,064	24,303
	負 債 合 計	234,736	23,260	1,150,153	42,793	173,159
純資産の部	資 本 金	95,000	15,000	30,000	20,000	10,000
	剰 余 金	138,307	92,500	△ 89,256	29,508	103,698
	自 己 株 式	-	-	△ 3,000	-	-
	純資産合計	233,307	107,500	△ 62,256	49,508	113,698
負債及び純資産合計		468,044	130,760	1,087,896	92,302	286,857
損 益 の 状 況						
科目\決算期間		自 2024年3月21日	自 2024年3月21日	自 2024年3月21日	自 2024年3月21日	自 2024年3月21日
		至 2025年3月20日	至 2025年3月20日	至 2025年3月20日	至 2025年3月20日	至 2025年3月20日
売 上 高		888,902	83,877	638,469	80,511	1,338,424
売 上 総 利 益		229,236	83,252	△ 78,896	62,249	61,219
営 業 利 益		1,794	△ 2,762	△ 173,533	3,961	22,667
経 常 利 益		1,681	△ 2,270	△ 179,267	7,961	22,916
税引前当期純利益		1,272	△ 2,141	△ 179,267	7,961	22,916
法 人 税 等		698	185	185	3,031	7,549
当 期 純 利 益		574	△ 2,326	△ 179,452	4,929	15,366
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書						
株主資本(純資産合計)						
当期首残高		232,733	109,826	117,195	44,578	98,631
当期変動額		574	△ 2,326	△ 179,452	4,929	15,066
当期末残高		233,307	107,500	△ 62,256	49,508	113,698

8. 事業連合の状況に関する事項

1) 事業連合の概要

連 合 会 名	生活協同組合連合会コープきんき事業連合
設 立 年 月 日	2003年9月29日設立
事 業 内 容	1. 会員の事業に必要な物資を購入し、これを加工し、もしくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業 2. 会員の事業に有用な協同施設を設置し、会員に利用させる事業 3. 酒類業務の媒介を行う事業 4. 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 5. 会員及びこの会の役職員のこの会の事業に関する知識の向上を図る事業 6. 前各号の事業に付帯する事業
設 立 の 理 由	協同互助の精神に基づき、会員の協同事業を推進し、会員の事業の発展と強化を図り、会員の組合員の生活の文化的、経済的改善向上を図る。
出 資 口 数 及 び 総 口 数	726,000千円 726口
当 生 協 の 出 資 額 及 び 口 数	78,000千円 78口
当 生 協 の 議 決 権	議決権割合 12.9%
決 算 年 月 日	3月20日
出 資 生 協	生活協同組合コープしが 78口 京都生活協同組合 162口 市民生活協同組合ならコープ 95口 大阪よどがわ市民生活協同組合 52口 生活協同組合おおさかパルコープ 141口 大阪いずみ市民生活協同組合 158口 わかやま市民生活協同組合 40口 ※1口は100万円
当 生 協 の 関 係 役 員	理事 白石 一夫 理事 高橋 剛太 上記2名は、非常勤で無報酬です。

2) 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資 産 ・ 負 債 ・ 純 資 産 の 状 況			損 益 の 状 況	
法 人 名	生活協同組合連合会コープきんき事業連合			
決 算 期 間	2 0 2 5 年 3 月 2 0 日（第 2 2 期）		2 0 2 4 年 3 月 2 1 日～2 0 2 5 年 3 月 2 0 日	
資 産 の 部	流動資産	29,453,285	供給高	119,208,734
	固定資産	2,873,325	供給剰余金	4,928,035
	資産合計	32,326,610	その他事業収入	5,106,558
負 債 の 部	流動負債	27,839,551	分担金収入	414,991
	固定負債	70,125	事業総剰余金	10,449,586
	負債合計	27,909,677	事業剰余金	623,850
純 資 産 の 部	出資金	726,000	経常剰余金	636,340
	剰余金	3,690,933	特別利益	-
	純資産合計	4,416,933	特別損失	45
負債及び純資産合計		32,326,610	税引前当期剰余金	636,295
			法人税等	54,218
			法人税等調整額	△ 780
			当期剰余金	582,857
			当期首繰越剰余金	445,082
			システム開発積立金取崩額	209,702
			災害対策積立金取崩額	-
			当期末処分剰余金	1,237,642

注. 生活協同組合連合会コープきんき事業連合は、6月18日(水)に第22回通常総会を開催します。

3) 事業連合との取引の概要

取引の内容	商品の仕入
取引高(千円)	22,696,669
総仕入高対取引高率	76.3%

9. その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

《内部統制基本方針に基づく内部統制システムの構築経過》

2009 年 10 月内部統制基本方針を理事会で承認し、内部統制委員会を設置してコンプライアンスやリスク管理など継続して強化を図っています。2024 年度管理リスクは、前年度末に内部統制委員会において管理リスクの検証を行い、管理リスク 153 項目（その内重点管理リスク 64 項目）を設定し管理しました。また、上期を終えてのリスク見直し等により下期は管理リスク 3 項目追加し、156 項目（その内重点管理リスク 66 項目）を管理しました。尚、グループ各子会社においても内部統制基本方針を策定し、各社管理リスクの設定とそのリスク管理をすすめています。尚、2024 年度の内部統制基本方針は「子会社等における業務の適正を確保するための体制について」を一部改定しました。

コープしが内部統制基本方針

2020 年第 40 回通常総代会で、コープしがの理念『ともにつくる 笑顔あふれる未来』が承認されました。協同組合の原則とその基本的価値を基底とし、この理念を実現するため、健全な経営と適正な事業運営を通して、組合員のくらしに貢献する事業責任を果たします。また、その社会的役割を発揮し、地域社会に貢献します。

これらを実現する上での前提として、適切な内部統制を構築することが理事会の重要な責務であると認識し、次のとおり内部統制基本方針を定め、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図ります。併せて、子会社等グループ組織を含めた組織全体に周知すると共に、内部統制システムとして運用し、維持、向上に努めます。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等を遵守するためコンプライアンス基本方針・自主行動基準を定め、コンプライアンステキストを役職員に配布し、職務執行のあらゆる局面でのコンプライアンスを重視するよう周知徹底し、組織にその浸透を図ることにより、健全な行動を実践します。
- (2) 代表理事を統括責任者とする内部統制委員会を定期に開催し、法令及び諸規定等の遵守状況などコンプライアンスに関する対策と情報の共有を図り、常勤役員と所属長で構成する経営幹部会議で推進と啓発に努めます。
- (3) 内部統制システム（内部統制推進体制）を有効に機能させ、内部監査で点検・評価し、改善を図ります。また毎年、自主行動基準に即して全職員の自己評価と所属長アンケートによるモニタリングを実施し、結果を部内報でフィードバックします。
- (4) ヘルプラインを設置し、内部通報やセクハラなどのハラスメントに職員が利用できるようにします。またメンタルヘルス専用の窓口を設け、職員の相談を受けます。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会、常勤理事会、その他重要な会議の意思決定にかかる議案、議事録及び重要な決裁にかかる稟議書等の保管及び管理については、理事会規程、常勤理事会規程、文書管理規程、各種規程にもとづき適切に保管、管理します。
- (2) 電子文書等の管理については、情報セキュリティ方針・規程により電子ファイルに関する安全管理を行い、不測の事態に対応できるようにします。
- (3) 生協法及び同施行規則並びに関連する会社法等に基づき、財務報告の適正な表示と報告を行います。また、監査法人による外部監査を導入します。
- (4) 重要な機密情報の取扱いは、文書取扱規程の定めに従って保存・管理します。また、保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する管理は、規約・規程にもとづいて管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理規程を定め、組織全体のリスク管理と当該部署でのリスク管理の徹底を図ります。また、法令等の改正等に対応する手順書等を整備します。

- (2) 組織に重大な影響を及ぼすリスクを把握し、リスク管理規程に基づくリスク対策や軽減策を明確にし、優先順位を明確にした進捗管理と予防措置等対策をすすめます。
- (3) 危機管理規程、災害時緊急対応マニュアル、重大事故マニュアルを定め、緊急時の連絡体制、責任者等の体制を明確にし、有事の対応が迅速かつ適切に行えるようすすめます。また、防災備蓄倉庫を設置すると共に、その管理規程を定め、対応強化を図ります。
- (4) 反社会的勢力との関係を遮断し、子会社グループも含めた組織一体の毅然とした対応を徹底します。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 理事は総代会で承認された事業方針、予算等にもとづく職務執行の効率性を確保するため定例理事会の月次開催と臨時理事会を適時開催します。また、理事会審議の効率化を図るため、理事協議会、組合員活動委員会等を月次で開催します。
- (2) 日常の業務執行の効率性を高めるため、常勤理事会、常務理事会、常任理事会を定期に開催し、業務執行に関する基本事項、重要事項に関する意思決定を迅速に行います。尚、理事会付議事項については、その審議の効率化を図るための事前審議を行います。
- (3) 職務権限規程、稟議決裁基準及び各部・室の職務分掌等により、常勤役員、執行役員、職員の業務の分担及び職務と権限を定め、適正な業務執行を効率的にすすめます。

5. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社グループ経営方針のもとグループ会社管理規程を定め、その目的を明らかにすると共に、子会社には、コープしが役職員を取締役として派遣し、業務執行の把握と重要課題の審議を行います。
- (2) 子会社グループの内部統制強化を図るため、定期的に子会社グループ経営会議を開催し、必要な指導や支援を行うとともに、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。子会社は内部統制基本方針にもとづきコンプライアンス、リスク管理を行い、適正な業務運営を図ります。
- (3) 子会社の事業状況は、定例理事会に報告します。また、株主総会議案等については事前に理事会で審議し、その意思を明確にし、理事会で選任された理事が株主総会に参加します。
- (4) 子会社の監査は、監事監査、内部監査担当による監査をはじめ、独立監査人によるコープしがの外部監査の一環としてのレビュー監査等を実施します。

6. 監事の監査の適正性を確保するための体制

- (1) 監事による監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するために、監事の職務を補佐する監事会事務局を置きます。
- (2) 監事は監事会事務局に、必要な事項についての業務の指揮、命令をすることができ、その人事に関する事項は、代表理事と監事が協議を行い決定します。
- (3) 監事が理事会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる機会を確保します。
- (4) 代表理事は、定期的に監事と会合を持ち、事業と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り相互認識を深めます。また、内部監査担当は内部監査の結果を監事に報告します。
- (5) 代表理事は、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または当生協に重大な悪影響を及ぼす事実を知った時は、すみやかに監事にその報告を行います。

改訂 2024年8月6日

Ⅲ. その他組合の状況に関する重要な事項

重要な該当事項はありません。

事業報告書の附属明細書

1. 役員報酬等の状況

役員報酬等明細

(単位：千円)

区分	定員	支給人数	支給額	摘要
第16期理事	25人～30人	26人	75,328	常勤理事4名、非常勤理事22名（内有識理事6名）
第16期監事	3人～5人	5人	14,459	常勤監事1名、非常勤監事4名
合計		31人	89,788	予算額 理事76,000千円、監事15,000千円

2. 役員の他の法人等の業務執行者兼務状況

役員の兼職の明細

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	兼務先	兼務先での役職
理事	常勤	あり	白石 一夫	滋賀県生活協同組合連合会	会長理事
				生活協同組合連合会コープきんき事業連合	理事
				公益財団法人淡海文化振興財団	理事
				くらしと協同の研究所	理事
				こくみん共済coop滋賀推進本部	経営委員
				滋賀県勤労者共済生活協同組合	理事
				社会福祉法人しがぎん福祉基金	評議員
理事	非常勤	なし	濱田 弥生	滋賀県生活協同組合連合会	理事
理事	非常勤	なし	満嶋 美香	日本生活協同組合連合会	理事
理事	非常勤	なし	熊沢 初美	滋賀県生活協同組合連合会	理事
理事	常勤	あり	高橋 剛太	生活協同組合連合会コープきんき事業連合	理事
				ＣＯ－ＯＰ牛乳産直交流協会	理事
理事	常勤	なし	安岡 寿司	株式会社シガフードプロダクツ	代表取締役
				滋賀県食肉公正取引協議会	監事
理事	常勤	なし	寺田 真	株式会社ハートコープしが	代表取締役
				滋賀県生活協同組合連合会	理事
				滋賀県貿易株式会社	監査役
				NPO法人消費者ネット・しが	理事
監事	常勤	なし	笠川 英明	株式会社タクス	監査役
				NPO法人消費者ネット・しが	監事
監事	非常勤	なし	海老澤 文代	滋賀県生活協同組合連合会	監事

3. 組合と役員との利益が相反する取引の明細

該当事項はありません。

4. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

決算関係書類

貸借対照表

生活協同組合コープしが

(2025年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,768,257	流動負債	7,419,493
現金預金	18,626,443	買掛金	4,433,070
供給未収金	3,899,369	未払金	1,268,223
有価証券	350,775	未払法人税等	275,470
商用品	267,007	未払消費税等	68,275
貯蔵品	14,655	預り消費税等	50,013
立替金	3,829	未払費用	381,548
前払費用	13,041	契約負債	86,841
未収金	626,649	前受金	80,873
前払金	1,666	預り金	452,698
短期貸付金	10,144	出資預り金	66,301
貸倒引当金	△ 45,325	役員預り金	56,192
固定資産	13,283,294	賞与引当金	199,985
有形固定資産	7,387,949		
建物	3,792,353	固定負債	1,785,449
減価償却累計額	△ 2,211,353	退職給付引当金	1,607,703
建物附属設備	1,716,567	長期未払金	6,138
減価償却累計額	△ 1,315,272	預り保証金	88,673
構築物	649,561	資産除去債務	82,933
減価償却累計額	△ 518,756		
機械装置	411,684	負債合計	9,204,943
減価償却累計額	△ 269,740		
車輜運搬具	4,061	(純資産の部)	
減価償却累計額	△ 4,061	組合員資本	27,846,609
器具備品	817,995	出資金	13,681,134
減価償却累計額	△ 721,017		
土地	5,035,926	剰余金	14,165,475
無形固定資産	174,608	法定準備金	6,675,000
電話加入権	358	任意積立金	5,357,565
施設利用権	2,072	システム整備積立金	1,252,779
借地権	23,759	環境事業積立金	1,051,502
ソフトウェア	148,418	リスク対応準備金	1,000,000
その他固定資産	5,720,736	店舗開設積立金	987,396
関係団体等出資金等	554,420	減損評価準備金	737,467
関係団体出資金	477,420	福祉積立金	234,420
子会社等株式	77,000	産直・県内農産基金	48,052
長期前払費用	2,754	事業所内保育特別償却準備金	17,934
差入保証金	385,628	災害支援基金	16,646
施設負担金	600	太陽光発電国庫補助金積立金	11,366
長期保有有価証券	603,752	当期末処分剰余金	2,132,909
長期預金	3,400,000	(うち当期剰余金)	(1,395,341)
長期貸付金	49,217		
繰延税金資産	724,363	純資産合計	27,846,609
資産合計	37,051,552	負債・純資産合計	37,051,552

【参考】貸借対照表の勘定科目解説

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
流動資産		流動負債	
現 金 預 金	事業所の小口現金と銀行の預貯金	買 掛 金	仕入取引に基づいて発生し、支払期日の到来していない金額
供 給 未 収 金	商品やサービスを利用した組合員の商品代金のうち、支払期日が到来していない金額	未 払 金	物件費等の取引に基づいて発生し、支払期日の到来していない金額
有 価 証 券	国債、社債等で満期が1年以内の金額	未 払 法 人 税 等	当年度納税予定の法人税・事業税・県民税・市町村税の未払額
商 品	供給目的で仕入れた物品のうち、まだ供給していない在庫の金額	未 払 消 費 税 等	当年度納税予定の消費税・地方消費税の未払額
貯 蔵 品	事業に供する備品類のうち、未使用となっている在庫の金額	預 り 消 費 税 等	組合員への利用分量割戻時に返還する消費税・地方消費税の未払額
立 替 金	一時的に生じる立て替えている金額	未 払 費 用	継続的な役務の提供である職員の給与や社会保険料等の未払額
前 払 費 用	契約に基づき継続的に役務の提供をうける場合、未提供の役務に対して支払った対価のこと	契 約 負 債	当期末において将来利用されると見込まれるポイントの金額
未 収 金	取引先との通常の事業取引に基づいて発生した未収となっている金額	前 受 金	電子マネーチャージ金の残高
前 払 金	債権の購入に際し、購入前に発生していた利息分を前払いした金額	預 り 金	自由退組組合員の出資金など
短 期 貸 付 金	回収期限が1年以内に到来する貸付金額	出 資 預 り 金	出資金の1口である千円に満たない金額
貸 倒 引 当 金	供給未収金等の金銭債権の回収不能に備えて予め引き当てている金額	役 職 員 預 り 金	役職員の源泉所得税・住民税・社会保険料等の給与と引き分など
固定資産		賞 与 引 当 金	職員に対する賞与支給に備えた積立額
有形固定資産		固定負債	
建 物	所有している建物 (宅配事業センター・店舗・本部など)	退 職 給 付 引 当 金	職員に対する退職金支給に備えた引当金
建 物 附 属 設 備	建物に固着したもので、その建物の使用価値を増加させるものや維持・管理に必要なもの(空調設備など)	長 期 未 払 金	役員の退職慰労金規定廃止までの役員退職慰労金の未払額
構 築 物	土地の上に固着した建物以外の建造物や工作物 (塀・看板・アスファルト舗装など)	預 り 保 証 金	テナントなどから預かった取引保証金、敷金、保証金など
機 械 装 置	所有している機械装置やそれに付属する設備 (太陽光発電パネルなど)	資 産 除 去 債 務	賃貸借資産の契約満了などによる撤収時の原状回復費用の見積り額
車 輛 運 搬 具	所有する車輛及び車輛に常時搭載する機器	純資産の部	
器 具 備 品	所有する耐用年数1年以上20万円以上の器具及び備品 (店舗のショーケースなど)	組合員資本	
土 地	所有している土地	出 資 金	組合員の出資金額
減 価 償 却 累 計 額	有形減価償却資産(建物及びその附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品)の減価償却費の累計額	剰 余 金	
無形固定資産		法 定 準 備 金	生協法および定款に定められた準備金
電 話 加 入 権	電話番号を取得する際に要した費用	任 意 積 立 金	定款や総代会の議決によって積み立てた金額のうち、法定準備金以外の積立金
施 設 利 用 権	水道設備の設置や電話通信設備に要する費用	シ ス テ ム 整 備 積 立 金	将来のシステム整備に備えて積み立てた金額
借 地 権	他人の所有する土地を利用するための賃借権の金額	環 境 事 業 積 立 金	将来の環境事業展開に備えて積み立てた金額
ソ フ ト ウ ェ ア	コンピューターソフトウェアの償却後残高	リ ス ク 対 応 準 備 金	大規模地震や台風、集中豪雨など自然災害による施設の損壊やその他のリスクに備えて積み立てた金額
その他固定資産		店 舗 開 設 積 立 金	将来の店舗開設に備えて積み立てた金額
関 係 団 体 等 出 資 金 等		減 損 評 価 準 備 金	将来の減損損失が見込まれる可能性を考慮しての費用に備えて積み立てた金額
関 係 団 体 出 資 金	日本生協連やコープきんきなどの関係団体への出資金額	福 祉 積 立 金	将来の福祉全般に関わる取り組みに備えて積み立てた金額
子 会 社 等 株 式	子会社・関連会社への出資金額	産 直 ・ 県 内 農 産 基 金	産直生産者や県内地場産協定先と深い信頼関係を構築し、安定した需要と供給を維持し発展させるために積み立てた金額
長 期 前 払 費 用	前払い費用のうち、1年を超える期間を経て費用となる金額	事 業 所 内 保 育 特 別 償 却 準 備 金	事業所内保育の整備費の会計と税務との処理が異なることに対応するための金額
差 入 保 証 金	不動産賃貸借の場合の敷金・保証金、取引を行う場合の取引保証金、供託金	災 害 支 援 基 金	将来の災害支援に備える資金としての積み立てた金額
施 設 負 担 金	生協の必要に基づいて公道の舗装等を行った費用	太 陽 光 発 電 国 庫 補 助 金 積 立 金	太陽光発電設備導入に利用した国庫補助金の会計と税務との処理が異なることに対応するための金額
長 期 保 有 有 価 証 券	国債、社債等で満期が1年を超える有価証券の金額	当 期 未 処 分 剰 余 金	当期分として総代会にて処分対象となる剰余金額の合計
長 期 預 金	定期預金等で満期が1年を超える金額	(う ち 当 期 剰 余 金)	当年度の剰余金
長 期 貸 付 金	回収期限が1年を超えて到来する貸付金額	純 資 産 合 計	純資産の合計金額
繰 延 税 金 資 産	将来に支払うべき税金の前払い分	負 債 ・ 純 資 産 合 計	負債と純資産の合計金額
資 産 合 計	資産の合計金額		

損 益 計 算 書

(自2024年3月21日至2025年3月20日)

(単位：千円)

Ⅰ. 供給事業

1. 供給高		40,259,686
2. 供給原価		
(1) 期首商品棚卸高	294,552	
(2) 仕入高	29,749,154	
合計	30,043,707	
(3) 期末商品棚卸高	267,007	
供給剰余金		29,776,700
		10,482,985

Ⅱ. 福祉事業

1. 福祉事業収入		62,793
2. 福祉事業費用		81,909
福祉剰余金		△ 19,116

Ⅲ. その他事業収入

1. 教育文化事業収入	8,969	
2. 配達手数料収入	542,530	
3. 共済受託収入	345,170	
4. 不動産賃貸収入	97,761	
5. リサイクル事業収入	51,014	
6. サービス事業収入	41,630	
7. チケット手数料収入	7,827	
8. エネルギー取次収入	59,572	
9. その他受取手数料	41,181	
事業総剰余金		1,195,658
		11,659,527

Ⅳ. 事業経費

1. 人件費	4,171,861	
2. 物件費	6,023,370	
事業剰余金		10,195,232
		1,464,295

Ⅴ. 事業外収益

1. 受取利息	24,189	
2. 受取配当金	5,092	
3. 雑収入	348,847	
		378,129

Ⅵ. 事業外費用

1. 雑損失	83,786	
経常剰余金		83,786
		1,758,638

Ⅶ. 特別利益

1. 未払割戻金等戻入益	1,989	
		1,989

Ⅷ. 特別損失

1. 固定資産除却損	6,068	
2. 子会社等株式評価損	19,999	
		26,068

税引前当期剰余金

1,734,559

法人税等	280,497	
法人税等調整額	58,720	

当期剰余金

339,217

当期首繰越剰余金		1,395,341
システム整備積立金取崩額		419,962
減損評価準備金取崩額		256,589
福祉積立金取崩額		19,999
環境事業積立金取崩額		14,602
30周年記念事業準備金取崩額		10,565
産直・県内農産基金取崩額		9,000
災害支援基金取崩額		3,494
		3,353

当期末処分剰余金

2,132,909

【 参 考 】 損 益 計 算 書 の 用 語 解 説

I. 供給事業	
1. 供給高	当期に組合員に提供した商品・サービスの総額
2. 供給原価	組合員に供給した商品の原価
(1) 期首商品棚卸高	2024年3月21日期首での商品在庫の額
(2) 仕入高	当期期間中の商品仕入れ額
(3) 期末商品棚卸高	2025年3月20日期末での商品在庫の額
供給剰余金	供給高から供給原価を差し引いた金額
II. 福祉事業	
1. 福祉事業収入	介護事業にかかる収入の額
2. 福祉事業費用	介護事業にかかる費用の額
福祉剰余金	介護事業にかかる剰余金の額
III. その他事業収入	
1. 教育文化事業収入	教育文化事業にかかる収入の額
2. 配達手数料収入	配達にかかる手数料の収入額
3. 共済受託収入	受託共済事業の手数料の収入額
4. 不動産賃貸収入	店舗事業等におけるテナントからの賃貸収入額
5. リサイクル事業収入	リサイクル回収物売却による収入額
6. サービス事業収入	サービス斡旋手数料、広告宣伝等の収入額
7. チケット手数料収入	チケットの斡旋手数料の収入額
8. エネルギー取次収入	コープでんき取次手数料の収入額
9. その他受取手数料	各種保険等その他の手数料の収入額
事業総剰余金	供給剰余金と福祉剰余金及びその他事業収入の合計
IV. 事業経費	
1. 人件費	役職員に関連する人件費
2. 物件費	通常の事業活動にかかる費用の人件費以外のもの
事業剰余金	事業総剰余金から事業経費を差し引いた額
V. 事業外収益	
1. 受取利息	預金利息・債券利息
2. 受取配当金	関係団体や子会社からの出資配当
3. 雑収入	通常の事業活動以外から得られる収入額
VI. 事業外費用	
1. 雑損失	通常の事業活動以外から支出される額
経常剰余金	事業剰余金と事業外損益の合計
VII. 特別利益	
1. 未払割戻金等戻入益	利用割戻金や配当金の見積もり額と確定額との差額
VIII. 特別損失	
1. 固定資産除却損	固定資産の除却による損失と除却にかかる費用
2. 子会社等株式評価損	子会社株式の実質価額の低下により簿価を切り下げた額
税引前当期剰余金	法人税等を控除する前の当期剰余金
法人税等	法人税、県民税、市町村民税など
法人税等調整額	税効果会計における法人税等の調整額
当期剰余金	当期の剰余金
当期首繰越剰余金	前年度から繰り越した剰余金
目的積立金取崩額	目的積立金の目的取り崩し額
当期末処分剰余金	総代会での議決を経る前の剰余金

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社・関連会社株式等は、総平均法による原価法によります。
- ②満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によります。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①宅配は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）によります。
- ②店舗は、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）によります。但し、商品の一部は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）によります。

3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産・・・定率法で償却しています。
なお、主な耐用年数は次の通りです。
建物 4～38年 機械装置 8～17年
- ②無形固定資産・・・定額法で償却しています。
なお、ソフトウェアは残存価格をゼロとする定額法です。
- ③長期前払費用、施設負担金・・・定額法で償却しています。
- ④借地権・・・残存期間に基づく定額法で償却しています。
- ⑤期中取得固定資産は、月数按分で償却しています。

4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒等により損失が発生することに備え、一般債権については貸倒実績率を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

職員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込み額のうち当事業年度負担額を計上しています。

③退職給付引当金

- (i)総合スタッフの退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額をもとに計算した金額（期間定額基準）を退職給付引当金として計上しています。数理計算上の差異は発生年度に費用処理する方法を採用しています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間年数の14年による定額法により費用処理しています。
- (ii)エリア及び嘱託・専属・定時・シニア各スタッフの退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。

5) 収益及び費用の計上基準

①商品の販売に係る収益認識

当生協の組合員との契約から生じる収益は、主に供給事業における商品の供給によるものであり、これらの商品の供給は、組合員に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の供給のうち、当組合が代理人に該当すると判断したものについては、組合員から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②当生協ポイント制度に係る収益認識

当生協は、組合員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建 物	48,205千円
建物附属設備	3,048千円
土 地	533,821千円
計	585,075千円

②担保に係る債務

該当ありません

2) 資産に係る減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が63,193千円含まれています。

3) 保証債務等

①子法人等の債務保証

株式会社シガフードプロダクツの設備投資借入に対する保証	11,029千円
株式会社コープシステムサービスの設備投資借入に対する保証	700,000千円

注. 株式会社コープシステムサービスは、新規事業（夕食サポート弁当製造販売等）の立ち上げに伴う大中フードセンターへの初期投資等により当事業年度末時点で債務超過になっています。黒字化及び債務超過解消には長期間を要することが見込まれており、将来の株式会社コープシステムサービスの業績の状況によっては、保証債務の履行に伴う損失発生の可能性に注視する必要があります。

②生活協同組合連合会コープきんき事業連合の仕入債務に係る連帯保証債務（総額）

7,316,352千円

注. 上記、生活協同組合連合会コープきんき事業連合の日本生活協同組合連合会への仕入債務については、当組合を含む生活協同組合連合会コープきんき事業連合に加盟している会員7生協で連帯保証しています。

4) 子法人等に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8,054千円
短期金銭債務	157,790千円
長期金銭債権	23,040千円

5) 役員に対する金銭債権及び金銭債務

該当する債権債務（役員報酬は除く）はありません。

3. 損益計算書に関する注記

1) 子法人等との取引高

①事業取引高

その他事業収入	1, 0 3 0 千円
仕入高	7 8 1, 9 7 1 千円
事業経費	2 5 4, 6 3 3 千円

②事業取引以外の取引高

雑収入	9 2 8 千円
-----	----------

2) 特別利益

①未払割戻金等戻入益	2 0 2 3 年度購買事業利用分量割戻金差額精算	1, 9 5 4 千円
〃	2 0 2 3 年度出資配当金差額精算	3 5 千円

3) 特別損失

①固定資産除却損	固定資産等の簿価と除却費用	6, 0 6 8 千円
----------	---------------	-------------

②子会社等株式評価損

株式会社コープシステムサービスの株式について、取得価格に比べ実質価格が著しく下落したため、子会社等株式評価損を計上しています。

1 9, 9 9 9 千円

4) 法人税等には、法人税、住民税（県民税・市町村民税）、事業税が含まれています。

5) 当期首繰越剰余金には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金 6 5, 5 1 4 千円が含まれています。

4. 資産除去債務に関する会計に関する注記

当組合は、借地契約に伴う原状回復義務に基づき借地上の既存設備撤去費用を合理的に見積もり、資産除去費用を計上しています。

資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込み期間は 2 2 年から 3 4 年まで、割引率は 0. 5 4 % から 1. 3 9 % を採用しています。

当事業年度における資産除去債務の残高推移は次の通りです。

期首残高	8 2, 2 5 8 千円
時の経過による調整額	6 7 4 千円
期末残高	8 2, 9 3 3 千円

5. 退職給付に関する注記

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。総合・エリア・シニア各スタッフの退職一時金制度（非積立型）では、勤務、職能、職責・職務に応じたポイントに基づき一時金を支給しています。嘱託・専属・定時各スタッフの退職一時金制度（非積立型）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

エリア・嘱託・専属・定時・シニア各スタッフの退職一時金制度では簡便法（期末自己都合退職要支給額を採用）により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1, 8 5 4, 9 5 4 千円
勤 務 費 用	1 5 4, 4 5 3 千円
利 息 費 用	9, 7 1 5 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 1 8 8, 3 3 2 千円
退職給付の支払額	<u>△ 2 3 8, 9 6 9 千円</u>
期末における退職給付債務	<u>1, 5 9 1, 8 2 1 千円</u>

3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1, 5 9 1, 8 2 1 千円
未認識過去勤務費用	<u>1 5, 8 8 2 千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1, 6 0 7, 7 0 3 千円</u>
退職給付引当金	<u>1, 6 0 7, 7 0 3 千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1, 6 0 7, 7 0 3 千円</u>

4) 退職給付に関連する損益

勤 務 費 用	1 5 4, 4 5 3 千円
利 息 費 用	9, 7 1 5 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 1 8 8, 3 3 2 千円
過去勤務債務の費用処理額	<u>△ 5, 2 9 4 千円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△ 2 9, 4 5 8 千円</u>

5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎	
割 引 率	1. 8 6 %

6) 企業年金基金制度について

この他に、常勤役員及び総合、エリア・嘱託・専属・定時各スタッフの一部は日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下の通りです。

①年金資産積立状況

・年金時価資産額（2025年3月20日）	4 7, 6 9 5, 7 8 2 千円
・年金財政計算上の給付債務の額（2024年3月末日）	<u>3 4, 7 7 7, 0 0 8 千円</u>
差引額	1 2, 9 1 8, 7 7 4 千円

②制度全体に占める当生協の掛金割合（2025年3月20日）

1. 3 1 %

③補足説明

給付債務の額は2024年3月末日時点に表示しており、年金時価資産額は2025年3月20日時点に表示しているため1年のずれがあります。

6. 税効果会計に関する注記

1) 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	444,690千円
減損損失・減価償却費償却超過額	208,090千円
賞与引当金超過額	55,315千円
契約負債（ポイント）	24,020千円
未払費用	14,896千円
未払事業税	15,978千円
関係団体等出資金等評価損	13,829千円
その他	4,836千円
合 計	781,659千円

繰延税金負債

事業所内保育特別償却準備金

・太陽光発電国庫補助金積立金	△9,939千円
合 計	△9,939千円
繰延税金資産の純額	771,720千円
評価性引当額	△47,357千円
合 計	724,363千円

2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主な差異原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
事業分量配当金	△9.60%
受取配当金の益金不算入	△0.04%
交際費	0.02%
住民税等均等割	1.18%
評価性引当額の増減額	0.32%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.53%

7. オペレーティング・リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能なものに係る未経過リース料

1年以内	137,735千円
1年超	279,074千円
合 計	416,810千円

8. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合では、資金運用は資金運用規程及び資金運用管理細則に基づき資金運用を実施しています。また、資金調達については組合員からの出資金及び内部留保による方針で実施しています。生協法施行規則第198条に基づき、投機取引は行っていません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

供給未収金にかかる信用リスクは「共同購入の利用及び支払いに関する要領」に沿ってリスクの低減を図っています。

満期保有目的の債券は、市場価格の変動リスクの低い債券等に限定しています。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月20日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。なお、市場価格のない株式等は下表には含めていません。また、現金は注記を省略しており、預金及び供給未収金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：千円)

区 分	項 目	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
資 産	有 価 証 券	350,775	350,080	695
資 産	差 入 保 証 金	385,628	351,456	34,171
資 産	長期保有有価証券	603,752	581,969	21,782
資 産	貸 付 金	59,362	54,819	4,542

注1. 金融商品の時価の算定方法

①差入保証金、貸付金については契約上の残存期間に基づき同期間の国債の利回りで割引いた現在価値で算定し、仕入先に対する営業保証金等は返済期間を見積もることができず帳簿価額をもって時価としています。

②有価証券、長期保有有価証券は全て債券であり、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格にしています。

注2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	貸借対照表 計 上 額
(1) 関係団体出資金	477,420
(2) 子会社等株式	77,000

注3. 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超	合 計
現 金 預 金	18,626,443	-	-	-	18,626,443
供 給 未 収 金	3,899,369	-	-	-	3,899,369
有 価 証 券	350,775	-	-	-	350,775
差 入 保 証 金	10,838	29,352	259,861	85,576	385,628
長期保有有価証券	-	553,752	50,000	-	603,752
貸 付 金	10,144	31,297	6,400	11,520	59,362

9. 賃貸等不動産に関する注記

当組合では、旧宅配事業センター（土地含む）と店舗におけるテナントスペース等を有しています。なお、当事業年度末において総資産に占める賃貸等不動産の割合は些少です。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	法 人 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
生活協同組合連合会	生活協同組合連合会 コープきんき事業連合	大阪市 淀川区	726,000	商品の卸売	12.9	当生協の業務 委託先役員の 兼任2名	商品の仕入	22,696,669	買掛金	3,455,639
							利用分量制限し	113,604	—	—
							保証債務 (注3)	7,316,352	—	—

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。但し、期末残高には消費税等が含まれています。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場の実勢価格を勘案して決定しています。

注3. 生活協同組合連合会コープきんき事業連合の仕入債務に係る連帯保証債務です。

11. その他の注記

記載金額は、全て千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

I. 任意積立金の考え方について

1. 任意積立金の取り崩し内容

目的積立金の中から、当年度使用したシステム整備積立金、減損評価準備金、福祉積立金、環境事業積立金、30周年記念事業準備金、産直・県内農産基金、災害支援基金を取り崩します。各積立金の取り崩し内容については以下の通りです。

(1) システム整備積立金

事業を支えるシステム開発や改修に備えるための積立金です。その目的使途による使用額として新共同システム稼働による費用や店舗システム費用を取り崩します。

(2) 減損評価準備金取崩額

減損損失が見込まれる可能性に対して備えた積立金です。今年度は株式会社コープシステムサービスの株式評価損の計上を行ったために取り崩します。

(3) 福祉積立金

福祉政策に基づき、福祉積立金の有効活用具体化として、「できるコトづくり制度」の使用額やささえあいサポートの運営補助分、移動店舗車両費用、笑顔はぐくみサポート費用等を取り崩します。

(4) 環境事業積立金

環境事業にかかる費用として太陽光パネルの減価償却費用、コープの森を保全するための拠出金、電気自動車の車両費用等その目的使途による使用額を取り崩します。

(5) 30周年記念事業準備金

コープしが設立30周年記念として記念事業や取り組みに備えた積立金です。その目的使途により全額を取り崩します。

(6) 産直・県内農産基金

産直生産者や県内地場産協定先と深い信頼関係を構築し、安定した需要と供給を維持しさらに発展させるための積立金です。その目的使途による使用額を取り崩します。

(7) 災害支援基金

長期的かつ継続した支援が必要な東日本大震災の被災地支援や、今後想定される災害に備えての積立金です。その目的使途による使用額を取り崩します。

2. 任意積立金取崩額（目的使用による取り崩し）内訳

（単位：千円）

1. システム整備積立金	合計	256,589
1) 新共同システム費用等		114,489
2) 店舗システム利用料		19,830
3) 勤怠・会計システム固定資産取得価額		122,269
2. 減損評価準備金	合計	19,999
1) 株式会社コープシステムサービス 株式の減損		19,999
3. 福祉積立金		14,602
1) できるコトづくり助成金費用		6,953
2) ささえあいサポート運営補助費用		4,636
3) 移動店舗車両費用リース費用		1,745
4) 笑顔はぐくみサポート費用		1,248
5) 自治ステーション運営補助金		18
4. 環境事業積立金	合計	10,565
1) 太陽光発電システム（売電型設備除く）減価償却費		8,219
2) コープの森を保全するための拋出金・ボランティア活動費用等		1,705
3) 本部電気自動車充電設備設置費用・電気自動車リース費用		640
5. 30周年記念事業準備金	合計	9,000
1) 30周年記念誌編纂費用		9,000
6. 産直・県内農産基金	合計	3,494
1) 商品大交流会および知ってね交流フェス関連費用		3,087
2) 産地研修費用や地産地消推進学習会費用		306
3) 大中の湖産直連合会への災害お見舞金		100
7. 災害支援基金	合計	3,353
1) 震災を風化させないスタディツアー 開催費用		2,840
2) 岩手県大船渡市山林火災お見舞金		300
3) 石川県震災支援活動費		203
4) 防災総合訓練に係る費用		9

Ⅱ. 2024年度剰余金処分案の考え方について

1. 基本的な考え方

法令に基づく資金の積み増しや組合員への利用還元を考慮しつつ、生協の経営の安定性と永続性を確保するために、「将来に向けた事業経営に必要な資金の充実を図る」ことを第一とすることを継続します。厳しさを増す今後の経済状況の中にあっても、持続的に組合員が共有できるサービスの向上や、事業を通じて組合員のくらしに役立つ経営基盤をつくるための資金を積み立てます。

2. 剰余金処分の内容

剰余金処分は内部留保（積立金等）と組合員への還元到大別されます。内部留保には、法定準備金、任意積立金、次期繰越剰余金があります。組合員の還元には利用分量割戻金と出資配当金があります。

3. 積立資金の状況

2024年度末コープしがの自己資本比率は、75.2%と財務の安全性、健全性は十分に確保しています。また、剰余金比率は38.2%となっており、自己資本に占める剰余金の割合は50.9%となっています。出資金約136.8億円に対する法定準備金は66.7億円と出資金の保全率は48.8%となっています。

4. 積立金の使途

組合員のくらしへの持続的な貢献、安定した事業継続の実現のためには、さらなる経営努力と事業構造や仕事改革が必要です。組合員へのサービス改善や向上、宅配や店舗事業をさらに展開するためのシステム開発・改修や情報システムの保全、また、環境政策及び中期計画に基づく施策の実現等、これらのための投資として多額の資金を必要とします。この資金の調達にあたって、組合員出資金と共に単年度収支の中では賄いきれない場合に備えて、毎期の当期剰余金の中から目的を明確化した任意積立金を継続的に積み立てていきます。

5. 2024年度剰余金処分案の詳細について

(1) 任意積立金取崩額

1) 事業所内保育特別償却準備金取崩額

2018年度に取得したコープもりのこ保育園の整備費（国庫補助金）については、会計と税務の処理が異なるため当該差への対応として取り崩します。

1,965千円

2) 太陽光発電国庫補助金積立金取崩額

2023年度に取得した太陽光発電設備の導入費用（国庫補助金）については、経理処理として積立金方式を採用しているため、当該資産法定の耐用年数に応じた減価償却費相当分を取り崩します。

1,341千円

(2) 法定準備金

定款第73条では、「出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を積み立てるものとする」と定めています。これは、出資金が払い戻し可能であるため財政的基盤を強固にするために設けられています。出資金の増加に応じた積み増しをします。

160,000千円

(3) 利用分量割戻金および出資配当金

1) 積立金等に必要な資金を確保した後、宅配事業の利用高に応じた利用分量割戻しの原資とします。供給高は計画を下回るものの、経常剰余金は計画を超過したことから、前年と同じ率で利用分量割戻しを実施します（2023年度2.0%、2022年度1.2%、2021年度1.2%）。

利用分量割戻金は宅配事業（共同購入・個配）利用高の2.0%とします。

608,093千円

- 2) 出資金は、生協の経営基盤の安定のために組合員からお預かりしたお金です。生協はすべての事業の元手になる大切な事業活動資金として組合員への出資配当を実施します。

出資配当率は0.25%とします。

33,858千円

(4) 任意積立金

- 1) 宅配共同システムの稼働に加え店舗システム利用料及びその他システムの開発や改修などに多額の費用が見込まれるため、システム整備積立金を積み増します。

400,000千円

- 2) 近年、自然災害が多く発生しており、大規模地震や台風、集中豪雨などによる施設の損壊やその他のリスクに備える資金をリスク対応準備金として積み増します。

300,000千円

- 3) 将来における福祉事業の拡大や地域社会への貢献を高めるため、福祉積立金を積み増します。

100,000千円

- 4) 将来における減損損失の可能性に備えるため、減損評価準備金を積み増します。

100,000千円

- 5) 将来における取引先や他生協などの災害支援に備える資金として、災害支援基金を積み増します。

33,353千円

- 6) 産直生産者や県内地場産協定先と深い信頼関係を構築し、安定した需要と供給を維持しさらに発展させるために、前年度である2023年度の産直生産物及び県内農産品の1点の購入につき1円を産直・県内農産基金として積み増します。

8,709千円

(5) 次期繰越剰余金

物価高騰をはじめとした環境変化に対応し持続して経営を安定させていくため次期繰越を行います。定款第74条には毎事業年度の剰余金（当期剰余金）の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越すことが定められており、次期繰越剰余金にはこの教育事業等繰越金69,767千円が含まれています。

392,199千円

以上

剰 余 金 処 分 案

生活協同組合コープしが

(単位：円)

I. 当期末処分剰余金

2, 1 3 2, 9 0 9, 3 3 0

II. 任意積立金取崩額

1. 事業所内保育特別償却準備金取崩額	1, 9 6 5, 1 7 3	
2. 太陽光発電国庫補助金積立金取崩額	1, 3 4 1, 1 9 4	3, 3 0 6, 3 6 7
小計		2, 1 3 6, 2 1 5, 6 9 7

III. 当 期 処 分 額

1. 法 定 準 備 金	1 6 0, 0 0 0, 0 0 0	
2. 利用分量割戻金	6 0 8, 0 9 3, 9 6 1	
3. 出 資 配 当 金	3 3, 8 5 8, 6 6 3	
4. システム整備積立金	4 0 0, 0 0 0, 0 0 0	
5. リスク対応準備金	3 0 0, 0 0 0, 0 0 0	
6. 福祉積立金	1 0 0, 0 0 0, 0 0 0	
7. 減損評価準備金	1 0 0, 0 0 0, 0 0 0	
8. 災害支援基金	3 3, 3 5 3, 9 0 8	
9. 産直・県内農産基金	8, 7 0 9, 9 9 7	1, 7 4 4, 0 1 6, 5 2 9

IV. 次期繰越剰余金

3 9 2, 1 9 9, 1 6 8

注記

- 定款第77条による利用分量割戻しは、以下の基準で行います。
宅配事業（共同購入・個配）の処分額は、6 0 8, 0 9 3千円です。割戻し基準は、コンピュータに記録された共同購入・個配利用高の2. 0%とします。
- 定款第78条による出資配当は、年0. 25%で行います。なお、出資配当金は20. 42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され、期中の増資及び加入出資金は、日数按分で配当金を計算します。
- 定款第79条に基づき、計算した利用分量割戻金及び出資配当金の額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てとします。
- 利用分量割戻金及び出資配当金を受ける組合員は、2024年度末に在籍する組合員で、かつ、本総代会当日の在籍組合員であることを必要とします。
- 次期繰越剰余金には、定款第74条に定める教育事業等繰越金69, 767千円が含まれています。

2025年9月6日

理事長 白石 一夫

【参考】剰余金処分後残高

(単位：千円)

科 目	2025/3/20現在残高	任意積立金取崩額	処分(積立)後残高
事業所内保育特別償却準備金	17,934	1,965	15,969
太陽光発電国庫補助金積立金	11,366	1,341	10,024

【参考】法定準備金及び任意積立金の処分見込み後残高

(単位：千円)

科 目	2025/3/20現在残高	2024年度処分案	処分(積立)後残高
法定準備金	6,675,000	160,000	6,835,000
システム整備積立金	1,252,779	400,000	1,652,779
リスク対応準備金	1,000,000	300,000	1,300,000
環境事業積立金	1,051,502	-	1,051,502
店舗開設積立金	987,396	-	987,396
減損評価準備金	737,467	100,000	837,467
福祉積立金	234,420	100,000	334,420
産直・県内農産基金	48,052	8,709	56,762
災害支援基金	16,646	33,353	50,000

※2025/3/20現在残高は取崩後の残高です。

決算関係書類の附属明細書

1. 組合員資本の明細

(単位:千円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出 資 金		13,497,273	1,314,480	1,130,619	13,681,134
法 定 準 備 金		6,535,000	140,000	-	6,675,000
任 意 積 立 金	システム整備積立金	1,509,368	-	256,589	1,252,779
	環境事業積立金	1,062,067	-	10,565	1,051,502
	リスク対応準備金	700,000	300,000	-	1,000,000
	店舗開設積立金	987,396	-	-	987,396
	減損評価準備金	557,467	200,000	19,999	737,467
	福祉積立金	249,023	-	14,602	234,420
	産直・県内農産基金	41,210	10,336	3,494	48,052
	事業所内保育特別償却準備金	20,180	-	2,246	17,934
	災害支援基金	16,281	3,718	3,353	16,646
	太陽光発電国庫補助金積立金	-	11,366	-	11,366
	30周年記念事業準備金	-	9,000	9,000	-
当期末処分剰余金		1,705,721	1,715,193	1,288,005	2,132,909
合 計		26,880,990	3,704,095	2,738,476	27,846,609

2. 借入金の明細

該当事項はありません。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	資 産 の 種 類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有 形 固 定 資 産	建 物	1,690,727	-	-	109,727	1,581,000	2,211,353 (43,197)	3,792,353
	建 物 附 属 設 備	474,330	3,087	1,823	74,298	401,295	1,315,272 (15,781)	1,716,567
	構 築 物	159,692	-	-	28,888	130,804	518,756 (442)	649,561
	機 械 装 置	153,188	14,173	468	24,948	141,944	269,740	411,684
	車 輛 運 搬 具	0	-	-	-	0	4,061	4,061
	器 具 備 品	117,949	34,340	347	54,965	96,977	721,017 (3,772)	817,995
	土 地	5,035,926	-	-		5,035,926		
	建 設 仮 勘 定	-	9,481	9,481		-		
	有形固定資産合計	7,631,816	61,082	12,121	292,828	7,387,949	5,040,201 (63,193)	7,392,223
無 形 固 定 資 産	電 話 加 入 権	358	-	-	-	358		
	施 設 利 用 権	2,418	-	-	346	2,072		
	借 地 権	25,613	-	-	1,853	23,759		
	ソ フ ト ウ ェ ア	92,985	97,025	906	40,686	148,418		
	ソフトウェア仮勘定	27,042	50,565	77,607	-	-		
	無形固定資産合計	148,418	147,590	78,513	42,886	174,608		

注). 減価償却累計額欄の()内の数字は、内書きで減損損失累計額を表しています。

当期増加の主なもの		
器具備品	勤怠システム再構築サーバーなど	18,411 千円
ソフトウェア	システム共同化関連対応	73,146 千円

4. 関係団体等出資金等の明細

(単位：千円)

出 資 先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
関係団体出資金	日本コープ共済生活協同組合連合会	287,000	—	—	287,000
	日本生活協同組合連合会	99,480	—	—	99,480
	生活協同組合連合会コープきんき事業連合	78,000	—	—	78,000
	滋賀県貿易株式会社	6,750	—	—	6,750
	近江特産品振興事業協同組合	3,000	—	—	3,000
	近畿労働金庫	1,790	—	—	1,790
	株式会社みらいパーク竜王	1,000	—	—	1,000
	滋賀県生活協同組合連合会	400	—	—	400
	株式会社みんなの牧場	0	—	—	0
	小 計	477,420	—	—	477,420
子会社等株式	株式会社シガフードプロダクツ	48,000	—	—	48,000
	株式会社ハートコープしが	15,000	—	—	15,000
	株式会社タクス	10,000	—	—	10,000
	株式会社滋賀有機ネットワーク	4,000	—	—	4,000
	株式会社コープシステムサービス	20,000	—	19,999	0
	小 計	97,000	—	19,999	77,000
合 計		574,420	—	19,999	554,420

5. 引当金の明細

(単位：千円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	44,397	45,325	44,397	45,325
賞与引当金	185,296	199,985	185,296	199,985
退職給付引当金	1,876,131	△ 29,458	238,969	1,607,703
合 計	2,105,825	215,852	468,663	1,853,013

注) 貸倒引当金の当期減少額のうち、41,011千円は洗い替えによるものです。

6. 事業経費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 人 件 費	
役員報酬	89,788
職員給与	2,270,573
定時職員給与	1,052,188
退職給付費用	△ 2,929
法定福利費	481,460
厚生費	38,568
賞与引当金繰入額	196,049
派遣人件費	46,163
人 件 費 合 計	4,171,861
2. 物 件 費	
教育文化費	81,687
広報費	126,122
事業広報費	522,293
消耗品費	154,925
物流消耗品費	275,489
電算消耗品費	3,574
車輛運搬費	70,375
委託運搬費	48,161
修繕費	14,536
施設管理費	114,584
保守料	66,760
減価償却費	331,835
地代家賃	158,387
リース料	226,035
水道光熱費	147,470
保険料	8,236
委託料	3,271,800
分担金	105,983
研修費	20,511
採用費	30,563
調査研究費	1,101
会議費	19,719
諸会費	30,396
渉外費	4,108
租税公課	74,277
通信費	78,949
旅費交通費	18,838
雑費	12,327
貸倒引当金繰入額	4,313
物 件 費 合 計	6,023,370
事 業 経 費 合 計	10,195,232

7. 事業の種類ごとの損益の明細

1) 福祉事業別活動計算書

(単位：千円)

事業科目	居宅介護支援	訪問介護	合 計
I. 福祉事業収入	12,626	50,166	62,793
1. 介護報酬収入	11,777	40,515	52,293
2. 利用者負担収入	-	6,534	6,534
3. その他の事業収入	849	3,117	3,966
II. 福祉事業費用	19,044	62,865	81,909
1. 人件費	18,600	58,266	76,867
2. 物件費	444	4,598	5,042
福祉剰余金	△ 6,417	△ 12,698	△ 19,116
III. 事業経費	-	-	-
1. 人件費	-	-	-
2. 物件費	-	-	-
事業剰余金	△ 6,417	△ 12,698	△ 19,116
IV. 事業外収益	40	159	199
1. 受取利息	40	159	199
2. 雑収入	-	-	-
V. 事業外費用	-	-	-
雑損失	-	-	-
経常剰余金	△ 6,377	△ 12,539	△ 18,917
税引前当期剰余金	△ 6,377	△ 12,539	△ 18,917
当期剰余金	△ 6,377	△ 12,539	△ 18,917

8. その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

1) 主要な資産の内容

①現金預金の明細

(単位：千円)

科 目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増 減 高
現 金 預 金	現 金	32,272	29,634	△ 2,638
	普 通 預 金	13,675,164	13,301,470	△ 373,693
	定 期 預 金	7,400,000	3,950,000	△ 3,450,000
	振 替 貯 金	62,956	1,345,338	1,282,382
	小 計	21,170,392	18,626,443	△ 2,543,949
長 期 預 金	定 期 預 金	-	3,400,000	3,400,000
	小 計	-	3,400,000	3,400,000
合 計		21,170,392	22,026,443	856,050

②供給未収金の明細

(i) 内訳

(単位：千円)

年 度 別 内 訳	金 額
2020年度以前供給未収金	398
2021年度供給未収金	51
2022年度供給未収金	2,813
2023年度供給未収金	3,132
2024年度供給未収金	3,892,972
合 計	3,899,369

※2024年度供給未収金には、2025年3月27日以降の引落予定分3,882,336千円が含まれています。

(ii) 回収状況

(単位：千円)

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
3,719,862	35,096,433	34,916,927	3,899,369	89.95%

③商品及び貯蔵品の明細

(i) 商品

(単位：千円)

項 目	金 額
生 鮮 食 品	46,156
日 配 食 品	33,405
加 工 食 品	131,986
家 庭 用 品	28,043
衣 料 品	3,469
そ の 他	23,946
合 計	267,007

(ii) 貯蔵品

(単位：千円)

内 訳	金 額
店舗販売用JCBギフト券	8,226
子育て支援事業お届け品（おむつ等）	2,654
制服	1,418
封筒	180
その他（3件）	2,176
合 計	14,655

④有価証券の明細

(単位：千円)

科 目	内 訳	当期首残高	当期末残高	当期増減額
有価証券	社 債	-	350,775	350,775
長期保有有価証券	社 債	552,917	603,752	50,835

⑤貸付金の明細

(単位：千円)

科 目	貸 付 先	当期首残高	当期末残高	当期増減額
短期貸付金	株式会社ハートコープしが	1,280	1,280	-
短期貸付金	鳥取県畜産農業協同組合	11,493	8,864	△ 2,629
長期貸付金	株式会社ハートコープしが	24,320	23,040	△ 1,280
長期貸付金	鳥取県畜産農業協同組合	24,960	26,177	1,217
合 計		62,054	59,362	△ 2,692

⑥差入保証金の明細

(単位：千円)

差 入 先	金 額
株式会社関西丸和ロジスティクス（委託取引先）	150,000
株式会社国本産業（コープかたた店 地主）	85,000
株式会社松吉土地（コープもりやま店等地主・愛知川センターステーション家主）	50,203
法務局（電子マネー供託金）	50,000
株式会社京滋マツダ（コープぜぜ店駐車場 地主）	30,000
京伸産業株式会社（コープぜぜ店 家主）	13,000
個人（日吉台ステーション 家主）	3,000
清進産業株式会社（草津センター駐車場 地主）	2,231
レーク滋賀農業協同組合（商品取引先）	1,000
太陽光発電設備の廃棄等費用積立	527
アヤハ不動産株式会社（瀬田ステーション 家主）	400
勤労者住宅生協（富士見台ステーション 家主）	156
個人（甲南センター駐車場 地主）	100
株式会社Porco di luce（瀬田ステーション駐車場 地主）	10
合 計	385,628

⑦前払費用の明細

(単位：千円)

内 訳	金 額
2025年度 保険料	3,959
2025年度 保守費用	7,871
2025年度 教育文化費用	150
2025年度 諸会費	167
2025年度 研修費用	893
合 計	13,041

⑧未収金の明細

(単位：千円)

相 手 先	金 額
クレジット会社（VISA、JCB）	181,094
生活協同組合連合会コープきんき事業連合	136,861
株式会社ネットスターズ	102,397
総合警備保障株式会社	45,971
日本コープ共済生活協同組合連合会	33,980
甲賀市	17,666
大阪ガス株式会社	16,279
東近江市	10,790
介護報酬保険組合	9,723
近江八幡市	6,017
その他（327件）	65,868
合 計	626,649

⑨立替金の明細

(単位：千円)

相 手 先	金 額
コープしが互助会（活動費精算額等）	1,494
職員休職者社会保険料等	852
その他（8件）	1,483
合 計	3,829

2) 主要な負債の内容

①買掛金の明細

(単位：千円)

相 手 先	金 額
生活協同組合連合会コープきんき事業連合	3,455,639
大山乳業農業協同組合 大阪営業所	72,140
米久 (株)	50,060
カネ井青果株式会社	44,240
(株) パールライス滋賀	43,614
シガフードプロダクツ 甲南工場	23,090
(株) 秋月	21,823
株式会社イーエム総合ネット弘前	20,895
全国農業協同組合連合会滋賀県本部	20,365
(株) 日本アクセス 京都支店	19,086
その他 (243件)	662,112
合 計	4,433,070

②未払金の明細

(単位：千円)

相 手 先	金 額
株式会社関西丸和ロジスティクス	412,750
大阪ガス株式会社	196,367
生活協同組合連合会コープきんき事業連合	176,595
株式会社コープシステムサービス	108,751
株式会社流通サービス	54,438
TOPPAN株式会社	48,510
アインズ株式会社	37,544
株式会社ザイマックス関西	20,603
株式会社ハートコープしが	11,500
ANDCOCO株式会社	11,191
その他 (444件)	189,969
合 計	1,268,223

③未払法人税等の明細

(単位：千円)

内 訳	金 額
法 人 税	180,040
事 業 税	57,890
県 民 税	3,891
市 町 村 民 税	33,649
合 計	275,470

④未払費用の明細

(単位：千円)

内 訳	金 額
人 件 費 (給 与)	286,209
人 件 費 (社 会 保 険 料 等)	95,338
合 計	381,548

⑤前受金の明細

(単位：千円)

科 目	内 訳	当期首残高	当期末残高	当期増減額
前 受 金	電子マネーチャージ金	82,155	80,873	△ 1,282

⑥預り金の明細

(単位：千円)

内 訳	金 額
減資前処理出資金	240,331
脱退前処理出資金	194,558
カンパユニセフ	6,895
2021年度所在不明	2,874
つながり和牛基金	2,259
2022年度所在不明	1,925
笑顔はぐくみサポート基金	1,506
その他(13件)	2,348
合 計	452,698

⑦役職員預り金の明細

(単位：千円)

内 訳	金 額
厚生年金保険料	21,412
健康保険料	11,703
地方税	8,208
所得税	6,165
労働組合費	2,344
拠出型企業年金保険料	1,491
役職員共済掛金	1,452
介護保険料	1,128
団体扱い保険料	829
財形貯蓄	782
その他(8件)	673
合 計	56,192

⑧預り保証金の明細

(単位：千円)

内 訳	金 額
株式会社ユタカファーマシー(テナント、敷金)	65,625
株式会社近畿予防医学研究所(コープもりやま店テナント)	6,300
佐川急便株式会社(旧北大津センター賃貸先)	5,700
きとうクリニック(内科・血液内科 コープながはま店2階医療テナント)	2,112
サントリービバレッジサービス株式会社	1,474
社会福祉法人しみんふくし滋賀	1,410
長浜なかに歯科(歯科 コープながはま店2階医療テナント)	1,056
株式会社西洋軒(コープぜぜ店テナント)	1,000
株式会社観翠園(コープながはま店テナント)	1,000
株式会社ブランワン(コープながはま店テナント)	1,000
株式会社ヤングドライ滋賀(コープながはま店テナント)	800
協立運輸株式会社	600
株式会社ZTV	420
ジャパンAED	175
合 計	88,673

3) キャッシュ・フロー計算書

(間接法)

自2024年3月21日 至2025年3月20日

(単位：千円)

I. 事業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期剰余金	1,734,559
減価償却費	339,391
固定資産除却損	3,378
未払割戻金等戻入益	△ 1,989
子会社等株式評価損	19,999
貸倒引当金の増減	927
賞与引当金の増減額	14,689
退職給付引当金の増減額	△ 268,428
受取利息及び配当金	△ 29,281
供給債権の増減額	△ 179,506
棚卸資産の増減額	26,047
未収金の増減額	△ 74,731
その他の資産の増減額	4,887
仕入債務の増減額	63,713
未払金の増減額	134,988
前受金の増減額	△ 1,282
未払消費税等の増減額	3,781
その他の負債の増減額	74,335
小計	1,865,480
利息及び配当金の受取額	24,339
法人税等の支払額	△ 301,538
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,588,281

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 114,836
無形固定資産の取得による支出	△ 71,539
長期保有有価証券の取得による支出	△ 403,691
定期預金の預入による支出	△ 3,400,000
定期預金の払戻による収入	3,450,000
貸付による支出	△ 30,453
貸付金の回収による収入	33,146
差入保証金の差入による支出	△ 496
差入保証金の返還による収入	7,338
長期前払費用の取得による支出	△ 1,770
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 532,303

III. 財務活動によるキャッシュ・フロー

組合員出資金の増資等による収入	1,314,480
組合員出資金の減資等による支出	△ 1,130,619
出資預り金の増減額	277,806
利用割戻の支払額	△ 598,401
配当金の支払額	△ 13,193
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 149,926

IV. 現金及び現金同等物の増減額 906,050

V. 現金及び現金同等物の期首残高 13,770,392

VI. 現金及び現金同等物の期末残高 14,676,443

※現金及び現金同等物の範囲

項目(2024年度)	期首	期末
現金預金	21,170,392	18,626,443
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 7,400,000	△ 3,950,000
現金及び現金同等物	13,770,392	14,676,443

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

生活協同組合 コープしが
理 事 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀
業 務 執 行 社 員

＜決算関係書類等監査＞

監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の10第1項の規定に準じて、以下に掲げられている生活協同組合コープしがの2024年3月21日から2025年3月20日までの2024年度の剰余金処分案を除く決算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「決算関係書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算関係書類等が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算関係書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算関係書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算関係書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算関係書類等に対する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算関係書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算関係書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算関係書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算関係書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算関係書類等を作成するに当たり、理事者は、継続組合の前提に基づき決算関係書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

決算関係書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算関係書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算関係書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算関係書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算関係書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組合を前提として決算関係書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算関係書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算関係書類等の注記事項が適切でない場合は、決算関係書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算関係書類等の表示及び注記事項が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた決算関係書類等の表示、構成及び内容、並びに決算関係書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の10第1項の規定に準じて、生活協同組合コープしがの2024年3月21日から2025年3月20日までの2024年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、2024年3月21日から2025年3月20日までの2024年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 監事会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、理事等及び監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監事は、他の監事と意思疎通および情報交換を図るほか、監査方針・計画、職務の分担等に従い理事、内部統制スタッフ、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。事業連合については、生活協同組合連合会コープきんき事業連合の監事と会員生協の監事による「監事連絡会」に参加し、事業連合の監査の状況について報告を受け、必要に応じて意見交換を行いました。
 - ② 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他組合業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討しました。また監査法人の監査の方法及び結果の相当性を判断し、参考にしました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討しました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書等の監査結果
 - ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

（３）剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

（４）その他

なお、剰余金処分案の計算プロセスに不備があった件については、再発防止の対策について、実施状況を注視して参ります。

2025 年 8 月 14 日

生活協同組合コープしが

常勤監事 笠川 英明 印

監 事 中嶋 栄子 印

監 事 藤澤 真理 印

員外監事 伊藤 慧 印

員外監事 伊藤 正隆 印

【第 46 回 臨時総代会の運営について】

〈第 46 回臨時総代会の運営について〉

総代会は、総代会運営規約に則り議長並びに議事運営委員会を中心に運営されていますが、総代会を民主的かつ効果的にすすめ、意義あるものとするために、下記の内容についてご協力をお願いします。

1. 第 46 回臨時総代会について

今回の総代会においては、生協法や定款、規約を遵守した上で、開催いたします。

2. 議決への参加

- (1) 総代は、組合員の代表として選挙で選ばれていますので、審議や議決に参加することが最大の任務です。
- (2) 第 46 回臨時総代会議案書と一緒に「総代証（総代確認証）」を送付します。総代会当日参加の方は、必ずご持参いただき、受付へ提出してください。

3. 書面議決と委任状

あらかじめ通知のあった事項について、書面または代理人による議決権及び選挙権の行使ができます。（定款第 62 条）

(1) 書面議決書

- ① 書面による出席を希望される場合は第 46 回臨時総代会議案書に同封する書面議決書に、議案ごとの「賛成」または「反対」を○で囲み、総代本人の署名または記名・押印し、添付の封筒に入れて、住所・氏名・総代番号を記入の上、封印してください。
- ② 書面議決書の提出は、総代会の開催前（9 月 6 日 11 時）までにご提出ください。
- ③ 書面議決者は、議事運営に関する動議と緊急動議の採決には加わることはできません。また、修正動議の採決については棄権扱いとなります。

(2) 委任状

- ① 代理人による出席の場合は、代理権を証する書面（委任状）を、代理人が総代会当日受付に提出することとします。
 - ② 委任出席者は、緊急動議の採決に加わることはできません。
 - ③ 代理人は、3 人以上の総代を代理することはできません。
- (3) 総代本人と委任状による出席者の区別ができるように、「総代証」「代理人証」を発行し、議決票とします。

4. 総代会の時間配分

- (1) 限られた時間の中で効率よく進行するために、定刻に開会し、予定時間には終了できるように努めます。
- (2) あいさつ、議案提案、採決等の時間を短縮し、実質的な討議の時間を保障するように最大限努めます。

す。

- (3) 質疑は、時間配分内でより多くの方が発言できるように、一人の発言時間を2分以内といたしますのでご協力をお願いします。

5. 意見の提出・発言の方法

- (1) 議案についてのご意見は「議案への意見用紙」で受け付けます。
- (2) 総代会での発言は「議案への意見用紙」で提出された中から、総代会運営会議で発言者を決めさせていただきます。
- (3) 総代会当日は、時間の許す範囲で会場からの発言を求める場合があります。その場合、限られた人数となりますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 「議案への意見用紙」は、事前発言通告用紙にあたります。

6. 採決の方法および議決

- (1) 議案の採決は、「反対」「保留」「賛成」の順に挙手して頂き、「反対票」「保留票」「賛成票」をそれぞれに1票ずつカウントします。ただし、「賛成票」が明らかに多数と認められる場合には、総代会運営の効率化を図るために「賛成票」のカウントはおこないません。
- (2) 総代会は、総代の過半数の出席で成立し、その出席した総代の過半数で議案を議決します。ただし、「組合員の除名」の議案は、定款第61条の特別議決方法の規定により出席総代の3分の2以上の賛成で議決します。

7. 動議の取り扱い

- (1) 動議とは、会議体においてその構成員から発議される事項を指し、生協の総代会では、総代が総代会に対して提案を行うことです。動議は、必要事項を記載した文書で提出する必要があります。
- (2) 動議は内容によって、以下の3種類に分類できます。

①議事運営に関する動議

議長の解任、休憩、審議打ち切りなどで、議長及び総代は議事運営に関する動議を提出することができます。ただし、議長は議長不信任動議を除いて議事運営上適切でないと自ら判断し、却下することができます。あらかじめ通知した事項ではないため、書面による議決権は、議決に加われず欠席扱いとなります。

②修正動議

議案の一部を修正することを求める動議で、動議を提出する場合には、50名以上の総代及び代理人の賛同が必要です。修正動議を採決する場合は、書面による議決権は、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなします。

③緊急動議

総代会当日に、総代が議題の追加を求めるものです。定款の定める総代会の議決事項以外の事項であり、軽微かつ緊急を要するもので、動議を提出する場合には、50名の総代の賛同が必要です。あらかじめ通知した事項ではないため、書面または代理人は、議決に加われず欠席扱いとなります。

- (3) 動議の取り扱いについては、総代会運営規約に基づく実施細則として「総代会における動議の取り扱い細則」を設け、詳細に規定しました。

8. 議長と議事運営委員会の権限と役割

(1) 議長

- ①総代会の議事運営の最高責任者であり、総代会の秩序を維持し、議事を整理する任務を負っています。総代会は多数の総代が参加する会議体ですから、その運営には一定の秩序が必要です。そのため、議長には会議における「秩序維持権」と「議事整理権」が与えられています（総代会運営規約第4条）。理事会も総代も職員も、すべて議長の権限の下、その指示に従わなければなりません。
- ②議長は出席した総代の中から選出し、3名以内で議長団を構成します。
- ③総代会運営規約の実施細則として「総代会における議長についての細則」を設け、議長の任務および権限と責任、議長の選任方法を規定しています。

(2) 議事運営委員会

- ①議長の議事運営を補佐する会議体であり、議長の諮問に応じて議事運営に関わる事項等を審議し、議長の円滑な進行を図ります。
- ②委員は、総代から若干名と理事から若干名を理事会が推薦し、総代会で承認します。

9. 議事録

- (1) 議事録の記載内容は、生協法施行規則では「①開催の日時及び場所、②議事の経過の要領と結果、③監事や会計監査人の意見陳述や発言の概要、④総代会に出席した理事・監事の氏名、⑤総代会の議長の氏名」を記載することが定められています。その他、法令で①総数及び出席総代の数、②選任された役員の氏名などの記載を規定しています。議事録は、これらを簡潔にまとめたものとします。
- (2) 作成された議事録には、法令に定める事項として生協法施行規則第163条第3項第6号による議事録を作成した理事（代理理事）、定款第64条による議長および総代会で総代より選任された2名の議事録署名人が、署名または記名押印します。

10. その他

- (1) 万一、総代会開催中に地震、火災、その他会場内の事故の発生など不測の事態発生により、議事進行が困難になった場合には、後日、延会または継続会を開催します。

※延会とは、総代会の成立後、議事に入らずに会日を後日に変更すること。

※継続会とは、議事に入ったあと、審議未了のまま総代会を一時中止し後日に継続すること。

総代会運営規約

(目的、適用)

第1条 この規約は、定款第66条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

第2条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。

2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第62条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。

3 定款第62条第3項の規定により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの組合に提出するものとする。

(開会)

第3条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第57条に定める定足数に達したときには、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。

2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

(議長)

第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2 議長は3名以内とし、議長団を構成するものとする。

3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人および書記)

第5条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営

委員、資格審査委員及び総代会議事録に署名する総代2名の選任を総代会に諮るとともに、書記2名を指名する。

(議事運営委員会)

第6条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2 議事運営委員会は、理事会で総代及び理事のそれぞれ若干名を推薦し、総代会（総会）で承認を得るものとする。また、委員の互選により、委員長を定める。

3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

4 議事運営委員会は、開催の都度、その議事の経過と要領を議事録として簡潔にまとめる。

(資格審査委員会)

第7条 総代会は、出席者の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2 資格審査委員会は、総代会で選任した組合員若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第9条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総

代の発言時間を制限することができる。

- 5 議長は、必要があるときは、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(質問に対する答弁)

第10条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

- 2 総代の質問に対する答弁は、すべて簡明にしなければならない。

- 3 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合。
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。
- (6) その他正当な理由がある場合。

- 4 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明させることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第11条 総代の発言が前条の規定に違反すると認められたとき、または以下の各号に該当すると認められたときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

- (1) 発言が重複するとき
- (2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき
- (3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

(退場命令)

第12条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

- (1) 総代またはその代理人として出席した者で

あって、その資格を有しないことが判明した者

- (2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者
- (3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(議事運営に関する動議)

第13条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

- 3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、修正動議という。)を提出する場合には、50名の総代の賛同を要する。

- 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

- 3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

- 2 前項に定める動議(以下、緊急動議という。)を提出するには、50名の総代の賛同を要する。

- 3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

総代会運営－②

(休憩)

第16条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第17条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続)

第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣告し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

2 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。

5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言する。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(特別委員会)

第21条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

2 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過および結果を総代会に報告しなければならない。

(閉会宣言)

第22条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第23条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(途中退席)

第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

2 前項に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

(傍聴)

第25条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(実施細則)

第26条 法令、定款およびこの規約以外の事項で必要な事項は、そのつど理事会で定める。

(改廃)

第27条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。

附則

1. 1993年3月21日からの施行の総代会運営規約及び1999年6月8日からの施行の総代会運営規約は廃棄する。

2. この規約は、2001年3月19日より施行する。

3. この規約は、2008年6月6日より施行する。

4. この規約は、2019年6月12日より施行する。

総代会における動議の取り扱い細則

1. 目的

この細則は、総代会運営規約第13条、第14条、第15条により、動議の考え方及びその取り扱いについて定め、総代会の運営を担う議長、議事運営委員及び総代の共通の認識とし、総代会の円滑な進行を目的とする。

2. 定義

動議とは「会議体において、その構成員から発議される事項」をいう。よって動議を提出できるのは総代会に出席している総代またはその代理人に限る。なお、動議は次の3つに分類する。

(1) 議事運営上の動議

議事日程変更、休憩、審議打ち切り、議長不信任など、議事運営に関する動議。

(2) 修正動議

議案の一部を修正することを求める動議。事前に通知した総代会の議題に付随するものであり、修正を加える内容は議題から予見しうる範囲に限る。

なお、修正動議は以下の3つに区分する。

- ①議案の一部変更を求める動議
- ②議案に一部追加を求める動議
- ③議案の一部削除を求める動議

(3) 緊急動議

総代会議題以外で、総代（代理人は不可）が議題の追加を求める動議。ただし、軽微かつ緊急を要するものに限る。

3. 受付、取扱い

1) 提出された動議の取り扱い

動議の発議は自署で市町村名と氏名を記入の上、動議の種類、動議の内容と理由を明確にした文書とする。なお、総代会の円滑な運営を考慮して、以下の場合には動議を却下する。

- ①指定された受付時間を守らず提出された場合
- ②開会宣言後まもないのに休憩を求めたり、特段の理由がないのに議長の交代を求めるなど、客観的状況から合理的理由がないことが明白な場合
- ③一度否決された動議と同様の内容の提案をするなど、一事不再議の原則に違反する場合
- ④動議を濫発して総代会の正常な進行を著しく阻害し、あるいは他の多数の総代の権利行使を阻害するなど権利の濫用の場合
- ⑤動議が法、定款の定め違反し、あるいは公序良俗に違反する場合

2) 各動議の受付、取扱い

(1) 議事運営上の動議

- ①この動議の受付は、総代会の開会宣言後、審議打ち切りまでとする。
- ②議長不信任以外の動議は、議長の議事整理権に属する事項であり、議場に諮ることは差し支えないが、基本的に採用、却下は議長の裁量とする。

総代会運営－③

(2) 修正動議

- ①この動議の受付は、総代会当日に議事運営委員会が指定した時間までとする。なお、動議の締切は審議打ち切り予定時間の1時間前を目安とする。
- ②議案を修正する動議であり、修正箇所、修正内容及び理由が不明確な場合は動議として取り扱わない。
なお、修正を加える内容は議題から予見しうる範囲のものに限り、原案の性質を全く変更しうるものや原案に直接反対するものは修正動議の範囲外とする。
- ③議案の一部変更を求める場合は、変更する箇所及び変更内容とその理由が不明確な場合はこれを受け付けない。
- ④議案の一部追加または削除を求める場合は、その該当箇所及びその内容と理由が不明確な場合はこれを受け付けない。
- ⑤議案の一部変更及び追加、削除のいずれの場合も、関連して該当箇所以外に原案の変更が生じる場合は、できる限りその項目が記載された文書を必要とする。
- ⑥この動議を提出する場合には50名以上の総代及び代理人の賛同を要する。

(3) 緊急動議

- ①この動議の受付は、総代会当日に議事運営委員会が指定した時間までとする。なお、動議の締切は審議打ち切り予定時間の1時間前を目安とする。
- ②定款の定める総代会の議決事項を除く事項で、軽微かつ緊急を要するものに限られ、そのことに該当しない場合は緊急動議として扱わない。
- ③この動議を提出する場合には50名以上の総代の賛同を要する。

4. 採 決

- 1) 動議として取り上げた場合は、原則として採決に付す。ただし、討議を通じて修正する必要があることが明らかになり、動議提出者の合意のもとに総代会全体の意思として採決に付さないことを確認するなど、合理的かつ妥当な理由がある場合は採決に付さないことができる。

2) 採決の方法

(1) 議事運営上の動議

- ①議長が議場に諮ると判断した場合に行う。ただし、議長不信任の動議は必ず採決を行う。
- ②可決要件は、書面による出席を除く出席総代の過半数とする。
- ③書面による議決権は加えない。

(2) 修正動議

- ①動議を書面で配布し、採決を行うことを原則とする。
- ②同一議題について複数の修正案が提出されたときは、原案に遠いものから採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決する。
- ③可決要件は、書面による出席を含む出席総代の過半数とする。
- ④書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。
- ⑤修正動議が可決された場合は、修正が加えられた議案全体について採決する。ただし、この場合は書面による議決権のうち、原案に対して賛成されたものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対されたものは棄権とみなす。
- ⑥修正動議を含んだ原案が否決された場合は、修正動議、原案とも否決とする。

(3) 緊急動議

- ①動議を書面で配布し、採決を行うことを原則とする。

総代会運営－③

- ②可決要件は、書面または代理人を除く出席総代の過半数とする。ただし、その出席総代数が、総代定数の過半数に達していないときは採決することができない。
- ③書面または代理人による議決権は加えない。

附則

- (1) この細則の改廃は、制定改廃起案責任者を理事長と定め、理事会において決定する。
- (2) この細則は、2003年 3月18日から実施する。
- (3) この細則は、2008年 8月 5日から実施する。
- (4) この細則は、2008年11月 4日から実施する。
- (5) この細則は、2009年 8月 4日から実施する。

総代会における議長についての細則

1. 目的

この細則は、総代会運営規約第4条、第6条により、総代会の議事運営の責任者である議長の役割及び選任方法などについて定め、総代会の議長、議事運営委員及び総代の共通の認識としていくことを目的とする。

2. 議長の任務及び権限と責任

- 1) 議長は、法令・定款・総代会運営規約などに準拠し、予め通知された議案に対して意見陳述を処理し、会議の目的である総代会の意思を決定（議案採決）し、決められた時間内に総代会を終了することが基本任務となる。
- 2) 議長は、総代会の秩序を維持し議事を整理する権限を有する。ただし、決議方法が法令に違反し、または、著しく不公正なものとなった場合は議決取消事由となり得るため、その権限の濫用とにならないよう努める。
 - ①議長は、総代会の休憩、議事の審議の順序、審議打ち切り、審議続行など、議事の進行を決定できる。ただし、議長不信任の動議及び総代会の打ち切り、延期、続行については総代会の議決事項であり、議長の議事整理の範囲外とする。
 - ②議長の許可なく議場内での発言はできない。
 - ③議長は、重複または不規則発言、長時間発言及び議案の審議に関係のない発言を制止できる。
 - ④議長は、総代または代理人として出席したものであってその資格を有しないもの、再三にわたる注意、制止に従わない者に対して、会場からの退去を命じることができる。
- 3) 議長は、議長団として連帯責任を負う。従って、議長の判断が個々に異なる場合は、議長団の合意のもとにすすめる。なお、法的解釈など、疑義を生じさせないため、必要に応じて議事運営委員会に見解を求める。

3. 議長の議決権

議長は可否同数のとき以外は総代会の議決権を有しない。

4. 議長の選任

- 1) 総代会運営規約第4条により、すべての議事に先立って、出席した総代（代理人は不可）の中から議長を選任する。
- 2) 総代会議長の役割の重要性と責任の重さに鑑み、理事会で推薦し事前の総代会運営会議に参加している議長候補の選任を議場に諮る。なお、会場立候補がある場合は、理事会推薦の候補と会場立候補のそれぞれ候補者の信任を議場に諮り、議長を選任する。

5. 議長を補佐する議事運営委員会

- 1) 議事運営委員会は円滑な総代会の議事進行をはかるため、議事の運営に係る事項につき協議提案を行い、議長を補佐する。

総代会運営－④

附則

- (1) この細則の改廃は、制定改廃起案責任者を理事長と定め、理事会において決定する。
- (2) この細則は、2003年3月18日から実施する。
- (3) この細則は、2008年8月 5日から実施する。
- (4) この細則は、2020年5月28日から実施する。

総代会運営会議設置要領

(目的)

第1条 この要領は、「総代会における議長についての細則」に記載されている総代会運営会議についての設置及び運営に関して定めるものとする。

(構成)

第2条 総代会運営会議の構成員は次の者とする。

- 2 総代会議長候補者及び議事運営委員候補者とする。
- 3 事務局は、機関運営担当部局とする。

(任務)

第3条 この会議は以下の事項について確認および検討・協議等を行なう。

- (1) 総代会における議長及び議長を補佐する議事運営委員会の役割の確認
- (2) 総代会における動議の取り扱い細則に基づく対応の確認
- (3) 総代会当日の議事進行計画の検討・協議
- (4) 総代会当日の発言のテーマの検討・協議
- (5) その他総代会の議事進行に関わる事項の検討・協議

(設置期間)

第4条 総代会運営会議の設置は、各候補者の理事会承認日から総代会終了日までとする。

- 2 会議の開催は事務局が招集する。

(疑義事項)

第5条 この要領に関する疑義は、理事長が決定する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を機関運営管掌部局責任者と定め、常勤理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

第7条 この要領は、2017年4月17日から施行する。

議事運営委員会の運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「総代会運営規約」第6条議事運営委員会に基づく本委員会の運営に関して定めるものとする。

(任務)

第2条 この委員会は、総代会当日以下の議事運営に係る事項について協議を行う。

(2) 総代会における動議の取り扱い細則に基づく対応に関する事項

(3) 総代会における議長についての細則に基づく対応に関する事項

- ・議事進行計画の修正に関する事項
- ・発言予定者の変更と確認に関する事項
- ・その他議事運営に関わる事項

(開催)

第3条 この委員会の開催は、議長と議事運営委員会委員長の判断により必要に応じて開催する。

(設置期間)

第4条 議事運営委員会の設置は、総代会で承認を受けてから解任されるまでとする。

総代会終了後、議事運営に関する事項について振り返りを行う。

(疑義事項)

第5条 この要領に関する疑義は、理事長が決定する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を機関運営管掌部局責任者と定め、常勤理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

第7条 この要領は、2019年11月27日から施行する。

資格審査委員会の運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「総代会運営規約」第7条資格審査委員会に基づく本委員会の運営に関して定めるものとする。

(任務)

第2条 この委員会は、総代会当日以下の事項について審査、協議を行う。

2. 総代会運営規約第2条の出席者の資格に関する審査及び結果報告
 - ・ 総代受付結果の点検と資格審査の状況確認
 - ・ 書面議決書開封作業の監視及び集計作業の監視
 - ・ 資格審査の結果報告
3. 書面議決書開封作業及び集計作業は別途作業実施マニュアルに定める。

(開催)

第3条 この委員会の開催は、資格審査委員長の招集により開催する。

(設置期間)

第4条 資格審査委員会の設置は、総代会で承認を受けてから解任されるまでとする。
総代会終了後、資格審査に関する事項について振り返りを行う。

(議事録)

第5条 資格審査委員会は、その議事の経過と要領を議事録として簡潔にまとめる。

(疑義事項)

第6条 この要領に関する疑義は、理事長が決定する。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を機関運営管掌部局責任者と定め、常勤理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

第8条 この要領は、2019年11月27日から施行する
2020年 4月29日改定
2021年 4月28日改定

